373
124

0029151000

0029151-000

特２７５－１０９

手形交換事務

石巻良夫・著

文雅堂

２版
昭和１２

ADI

この著作物は、著作権者不明のため、著作権
第６７条の規定に基づき、平成１２年３月２
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもの

特 295
109

手形交換事務

石卷良夫著

東京 文雅堂藏版

昭和十二年十一月寄贈

自序

世界に於ける手形交換所の先驅をなすロンドン手形交換所の設立年代には諸說があつて明確を缺くも、凡そ十八世紀の中葉にその端を發することは幾多の史料に徵して略ぼ疑ひのない處であり、かくの如き多くの星霜を閱みして徐々に發達せるこの手形交換所はやがて他の模範となり、イギリス各地は勿論、ヨーロッパ大陸に於ても皆これに倣らふて手形交換所を設くるに至つた。

然るに世界に於ける手形交換所として、ロンドン手形交換所に亞ぐ古き歷史を有するものにニューヨーク手形交換所があり、これは獨得の發達を遂げてその制度に種々の相違を認めることが出來るから、一口に手形交換制度といふても自らイギリス式のものとアメリカ式の

ものとに分かれる。わが國に始めて手形交換所が設けられたのは明治十二年十二月であつて、この時ロンドン手形交換所に範を取つて大阪交換所なるものが出現し、また明治二十年十二月には東京手形交換所が設立されたが、これはニューヨーク手形交換所の規定を參酌したものであつた。その後各地にも續々手形交換所が起り、決濟方法は東京大阪を甫め何れもイギリス式を採用し、各銀行に於ける手形交換事務は益々その重要性を增して來た。

余は大正十四年に「手形交換所論」を公にしたが、同書の訂正增補をなさんと欲し既に文雅堂主の贊同を得つゝも、未だその宿志を果すに至らない。本書はこれとは內容の異つたものであつて、銀行が如何なる手續を以て、如何に手形交換所を利用しつあるかと云ふ點を解說し、銀行事務の一部を成すところの所謂手形交換事務の實際を明らかならしむると共に、その重要性を示すことに聊か意を用ひた。著者の念願は往々にして手形交換事務が輕視され、係員もまた與へられた職分に對して自信を持たざる今日の弊風を打破せんとするにある。この小著が何等かの意味にて役立てば洵に本懷の至りである。

昭和十一年四月

石卷良夫

手形交換事務

目次

緒言……一
第一章　手形小切手の收納……九
　第一節　手形入金の性質……一一
　第二節　手形による入金の經路……一四
　第三節　手形による入金手續……一八
　第四節　帳簿上に於ける假空預金……二二
第二章　手形の交換經由……二五

第一節　交換經由の强制……二九
第二節　交換手形の種類……三一
第三節　交換手形の基本的條件……三七
第三章　交換持出の準備……四一
第一節　手形交換事務の內容……四三
第二節　持出手形の回付……四七
第三節　持出手形の點檢……四九
第四節　持出手形の第一次仕譯……五四
第五節　持出手形記入帳……五六
第六節　持出手形內譯帳……五七
第七節　交換領收印……五九

第八節　持出手形の第二次仕譯……六〇
第九節　交換添表、交換差引表……六二
第四章　手形交換手續……六九
第一節　收納手形の持出……七一
第二節　支拂手形の受入……七四
第三節　手形の交換決濟……七七
第五章　持歸手形の處理……八七
第一節　持歸手形の仕譯……八九
第二節　持歸手形の事故……九二
第三節　不渡手形の傳票……九九

第六章　不渡手形……一〇三
第一節　不渡發生の原因……一〇三
第二節　不渡手形の返還……一〇五
第三節　不渡の届出……一〇九
第四節　不渡處分……一一二
第五節　處分の取消、解除……一二六
第七章　事故手形……一三六
第一節　事故手形に於ける事故……一四三
第二節　手形事故届……一四五
第三節　事故手形に對する銀行の責任……一五二
第四節　事故手形の處理……一五七
第五節　事故の發生せる交換手形……一六一
第八章　手形交換係……一六九
第一節　手形交換係の職分……一七七
第二節　手形交換係の採用……一七九
第三節　手形交換係の能率……一八〇
第四節　事故手形の處理……一八四

目次

終

手形交換事務

石巻良夫

緒

言

手形交換

手形交換とは、銀行間の支拂決濟を簡易ならしむる目的を以て、自行の受入れた他行宛手形小切手を一定の場所に持參し、相互にこれが交換を行ひ、その交換差額のみを授受する形式によつて、各日の債權債務を決濟することをいふのである。そしてこれを行ふ場所を手形交換所と名づけてゐる。

今日の銀行は預金の振込みや手形の割引その他各種の取引にもとづき多くの手形小切手を受入れてゐるが、各月末日における銀行收納高の內譯について調べた數字を見ても、現金は寧ろ比較的少き部分を占むるに止まり、その最大部分は手形小切手の類である。これらの手形小切手には自行宛のものと他行宛のものとがあり、自行宛のものならば預金の振替へによつて簡單に決濟がつくけれども、他行宛のものは一々その振宛銀行にこれを取立てゝ現金の支拂を受けなければならないから、多數の他行宛手形小切手を受入れる大銀行では、その煩勞と費用は計り知るべからざるものがある。そこで同じ土地にある銀行のうち、或る資格を持つたものだけが集まり、一定

の規約のもとに各自の受入れた手形小切手を持ち寄り、相互にこれを交換し合つて直接には取立をしないことにした。

手形上に於ける貸借決濟の便法

手形交換の方法によれば、如何に多くの手形小切手にても極く短時間に決濟がつくから、これによつて決濟に要する手數を省略し、またその費用を節約することが出來る。卽ち手形交換は現金を使用しないで容易に銀行間の貸借の決濟をなさしめる制度であつて、たゞ交換差額は組合銀行が日本銀行に有する預金の振替によつて決濟をつけなければならないが、それにしても支拂資金に充て得るだけの預金があれば、決濟のためには一錢の現金といへども動かさずに濟む。のみならずこれを實際の事實に徵せば、交換高は次第に增加する傾向があるに拘らず、交換高に對する交換差額の割合は却つて減少してゐる。

支拂媒介業務の組織化

かくの如く手形交換は銀行間の支拂決濟を簡易化したが、これを他面から觀察すれば、銀行の支拂媒介業務は手形交換によつて著しく組織化され、個々の貸借の支拂決濟が多くは銀行間の決濟の形に引直されることになつたから、これに便利を感じて銀行利用の範圍は擴大し、手形小切手はその終點たる銀行に到達するまでに貨幣と同じに支拂手段としての機能を遺憾なく發揮する。手形小切手を現金と同じに見るのは今日の社會通念である。銀行のいはゆる現金を構成するものは獨り貨幣および銀行券ばかりでなく、いやしくも手形交換に持ち出して容易に決濟することができるものなら、悉く現金のうちに這入つて來る。だから銀行の取引者についていへば、手形小切手を受取つても一々これをその名宛銀行に請求することなく、たゞちに自分の取引銀行へ持參して割引を求め、又は自分の預金に振り込むことが出來るのであつて、手形交換に持ち出して決濟のつく限り銀行は現金としてこれを受入れて異れる。

通貨と同じに見られる手形小切手

手形小切手を以てする銀行への預入れといふことは、一人の預金をそのまゝ他人の預金に振替えて支拂の決濟をつけることであり、この場合の預金は預金のまゝで通貨として働く。かゝる場合の銀行預金を名づけて特に預金通貨と稱してゐる。然るに銀行預金のうちには、他人の預金から振替えられたものゝ外に、他人の受けた貸出の轉換により預金となるものがある。この場合に

おいては銀行の支拂承諾に對して手形小切手の振出される點が違ふだけで、その手形小切手の受取人がこれを自分の取引銀行へ預入れることによつて貸出は預金に轉換するのである。これらの預金通貨の創作は手形交換によつて大に助長され、預金は手形小切手の類を以て通貨として現實に活動しつゝ、絶えず膨脹する。

手形交換を單に事務的に見れば出納事務の延長に過ぎない。けれども手形交換の有する働きはそれよりもつと大きなものである。こゝでは手形交換自體ではなく、その角度を變へて銀行側から見た手形交換とはどんなものであるかといふ點を主として說明したい。具體的にいへば銀行が手形交換を利用する手續についての解說である。この點を明かにしなければ、手形交換制度の重要性を本當に理解することは出來ないのである。

第一章　手形小切手の收納

第一節　手形入金の性質

現金にあらざる現金

銀行がその日々の各種取引によつて入金してゐるものは、獨り現金だけに限らない。現金でなくとも現金と同じに見て入金手續をしてゐるものが種々ある。銀行法施行細則にかゝげた業務報告書の雛形第三十一項によれば、「現金ハ通貨及ヒ通貨ト同一視シ得ヘキ小切手、利札ノ類ヲ指稱シ云々」とあつて、通貨と同じに見ることの出來るもの、例を擧げてゐるが、小切手および利札はその最も普通なるものに過ぎない。故にこの外にも現金と同じに見ることの出來るものが澤山ある。何を現金と同じに見るべきかを決めるのは次の條件である。

一、銀行營業の上で、又は社會通念の上で現金と同じに見てゐるもの

二、手形交換に持ち出して容易に決濟のつくもの

しかし何處までを現金と同じに見ていゝか、その境が判然としてゐないから、人によつて見る處を異にするのは已むを得ぬ。試みに銀行の收納係が入金傳票をこしらへて、入金の手續をとつ

て差支へないものを示せば次の如くである。

小切手

現金と同じに見て入金するもの〳〵うちでその大部分を占めてゐるのは小切手である。小切手には當地渡のものと他地渡のものとがあり、當地渡のものは當行宛、他行宛の二つに分れる。當行宛のものならば預金の振替ですぐ決濟がつくから問題はない。また當地交換所へ持ち出して決濟のつく他行宛のものも現金と同じに見ることができる。他地渡のものはわが國では地方交換が行はれてゐないから入金にならぬ。たゞその例外は京阪神の間および京濱の間でお互ひに他地渡小切手を入金してゐるくらゐなものである。例へば東京の小切手を大阪で入金の手續はできない。他地渡小切手は原則として取立濟の上で入金手續をとらなければならぬ。なほ小切手を收納するに當つては、その小切手が先日附ではないか、振出人の署名は完全か、振出人が不渡處分中のものではないか等の點に注意を拂ふ必要がある。

爲替手形、約束手形

銀行が顧客から預金として入金した滿期日到來の當地拂手形は、同じ目的をもつて受入れた小切手や一覽拂の證書類と〳〵もに引つくるめて現金手形といはれ、これを現金有高のうちに加へてゐる。その當店手形たると他店手形たるとを問はない。手形を通貨と同じに見て手形入金といふことを認めるには、その手形が支拂期日の到來したものであること、當地拂のものであること等の條件を必要とするから、先日附の手形であつたり、他地拂の手形であつたりしては入金ができない。

以上は預金として受入れた手形類について述べたのであるが、割引手形や代金取立手形も支拂期日が到來したならこれを現金と見做して差支へぬ。出納事務の上から見て、いやしくも支拂期日の到來した當地拂の手形はすべて現金として扱ふことができる。勿論、手形の要件を具備してゐるかどうかについては十分な注意を要する。

利札

利札もそのまゝで入金ができる。これを入金する際は、その利拂期や所得稅控除などに注意しなければならぬ。

配當證

各會社の配當證も入金できるが、これは當地渡の配當證だけに限り、他地渡のものは取立入金の扱ひをすべきである。

郵便爲替證書

各地の手形交換所には郵便局が客員として參加してゐるから、郵便爲替もすぐ入金ができる。

預金手形

自行の預金手形が入金できることはいふまでもないが、他行のものや他地他店のものでも當地渡印があれば入金して差支へない。

支拂命令書

年金などの支拂命令書も入金できる。

第二節　手形による入金の經路

銀行が入金する手形小切手の大部分は、當座預金、特別當座預金などに預け入れたものであるが、勿論、たゞそれだけに限らない。この外にも各種の取引によつて銀行は手形その他の證券を受け入れてゐる。銀行が現金として取扱ふもの〻主なる種類は前節に擧げたから、こゝではこれ等の手形小切手がいかにして受入れられるか、各課別についてその經路を說明しやう。

預金課

預金課では預金として他行宛手形小切手を受入れる。手形小切手の數量および金額はこの課が特に多い。いづれも顧客が支拂決濟のために他からこれを受取り、そのまゝ預金として自分の取引銀行に預入れるのである。自行宛手形小切手の預入れによつて、同一銀行における他の預金から振替えられるものもあるが、これは交換經由を要しない。

貸付課

この課ではすでに存在する滿期日前の手形を割引の方法によつて買入れてゐる。かくして買入れた手形がいはゆる割引手形である。銀行法において認めてゐる割引手形の種類は、銀行引受手形、商業手形、荷付爲替手形の三つであるが、實際にはこの外に融通手形がある。これらの手形のうちで支拂期日の到來した當地拂のものはすべて現金と見做し、現金と同じに取扱はれる。なほ貸付課では、貸付金回收のために他行渡り小切手を受入れることがある。

爲替課

爲替課が取扱ふものゝうちで、交換所へ持出して決濟をつける證券には、爲替尻振込のために取引先銀行から受取つた他店渡切手、又は爲替尻領收證の如きものがある。各地と盛んに爲替取引を行つてゐる銀行ならば、この種の持出手形の數量金額は可なり多い。店頭受渡による爲替尻の振込みには現金、保證切手、他店渡切手、日銀切手などが持參されて受渡しをなし、また銀行渡切手を遞送して自行の爲替尻へ振込をなすには、相手銀行の所在地に於て渡る他店宛切手に爲替振込證を添へて、これを代金取立と區別する。しかし都會地の銀行間では、店頭へ持參する代りに手形交換を利用して受渡しする振込方法が盛んに行はれてゐる。この場合には振込方銀行が受方銀行を電話口に呼び出してその申込みをなし、受方銀行は相手方銀行宛の領收證を作つて交換に持出す。これがいはゆる交換尻領收證である。

また銀行は他の取引先銀行或はその顧客から手形、公社債の元利金、株式配當金などの取立の依頼を受けることがある。これ等の代金取立も勿論爲替課に於ける主要な業務の一つである。一體、爲替業務なるものは、それ自身獨立して存在することができるが、貸付業務や預金業務の如き他の業務に附いて廻はる場合も少くない。例へば荷爲替、他所割引手形の取立は、賴まれる銀行からいへば純然たる爲替業務であるが、賴む銀行からいへば割引若しくは貸付の業務に關係があるし、また他所拂小切手の取立は一方の銀行がこれを預金として受入れたことに原因する。遠方の債務者に對して金錢の支拂を求むるために振出した手形を銀行が買ふのは一種の爲替業務であつて、いはゆる買爲替を意味するが、同時にこれは手形の割引であつて、業務報告書では割引手形として扱ふことになつてゐる。

證券課

近ごろの銀行には證券課がある。株式社債の募集、拂込、名義書替、配當金、利札の支拂その他諸會社から賴まれたいろいろな委託事務並に保護預りなどがこの課の仕事になつてゐる。從つてこの課に於ては公社債の利札とか、配當金領收書とかゞ、その支拂期日の到來によつて現金化される。

出納課

これまで述べたものは、その擔當に應じてそれぞれの課で入金手續をなし、出納課はたゞ現金

としてこれを收納するに止まるが、しかし出納課自身にも直接の入金がある。例へば立替小切手小爲替、不渡領收證、豫備交換領收證などが卽ちそれである。

第三節　手形による入金手續

入金手形の換貨

銀行が現金入金の外に手形入金なるものを認め、手形小切手その他の諸證券を通貨と〻もに現金と見做すのは、これを交換に持ち出せば容易にその換貨が出來るからである。けれども手形入金は飽くまで手形入金であつて、現金に替るべきもの〻授受が行はれたといふに止まり、まだ現金そのもの〻授受はない。受入れた手形小切手の類が現實に換貨されてはじめて現金授受が行はれたことになるのであるから、たとへ入金の形式が備はつてゐても、それまでは資金として確定しない譯であつて、他の現金入金のやうに入金後たゞちに支拂資金とはならぬ。從つて銀行としては、手形小切手による預金の預入れありたる時は、預金者に代つて支拂人にこれを呈示し、その支拂を受けた後でなければ預金の引出しに應じないのが普通になつてゐる。

手形による預金受入

かくの如く手形による預金の受入は、その入金と同時には支拂資金とならないものであつて、交換に呈示すれば容易に資金化することが出來るけれども、時には不渡などの事故發生してその資金化を不可能ならしむる恐れがある。そこで萬一不渡となつても紛爭を釀さないやうに、豫めこれに對して備ふる處がなければならぬ。卽ち銀行は自衞の立場よりして、その取扱上次に述べるやうな注意を必要とする。

一、預金として受入れた他店手形小切手その他の諸證券に對しては、裏面へ預金者の捺印、裏書を求めなければならぬ。

二、受入れた他店手形類が、萬一不渡となつた場合には直ちにその旨を預金者に通知し、代り金を持參せしむること、若し代り金の拂込みが出來なければその入金を取消すこと等につき、前以て預金者の承諾を求めて置かなければならぬ。

三、他店手形類が渡り濟の上でなければ、受入れた金額に對してはその引出しの請求に應じないといふことも、同時にまた預金者に知らしめて置く必要がある。

四、受入れた他店手形類が不渡となつた際は、預金者の求めに應じて銀行は償還請求の通知やその他の權利保全に關する手續をしなければならぬ。しかし預金者がこの點に無關心で銀行に何ら求むる處がなければ、銀行は進んでこの種の手續をなすものでないことに就ても、豫め預金者の注意を促して置くのが親切な遣り方である。以上に列擧した諸點は、銀行と預金者との双方に重大な利害關係のある事柄であるから、これ等をたゞ單に取扱上の手加減だけに止めないで、一つの特約として取引規定の中にその條項を設くべきである。

五、他店手形類の受入れについては、他の現金入金のやうに入金後すぐ支拂資金にはならないから、これを預金元帳に記入するに當つては、現金入金との混同を防ぐために特殊のマークを附して、その注意を喚起するやうにして置く必要がある。

六、現金入金による預金は、特約に基く振替入金の場合を除くの外は、利子の起算日を特に元帳に記入する必要はないが、手形入金による預金にあつては入金翌日の交換に持ち出す手形ならばその交換日を以て利子の起算日とし、大阪に於ける神戸、京都、東京に於ける横濱渡り小切手などの如きいはゆる他所渡分は入金の翌々日を以て起算日とするから、元帳には起算日欄を設けてそれぞれの起算日を記入し、これによつて現金入金と手形入金との區別を明らかにするのも一つの方法である。併し、入金當日の交換に呈示することの出來る小切手による入金ならば、入金當日が勿論利子の起算日になり、他の現金入金と混同され易いから、この場合に於てはかゝる小切手入金分についてのみ特にマークを附するだけで足りる。

七、入金の一部が現金、一部が手形類といふやうな場合には、入金總額から手形分を差引いたものを現金入金とし、元帳の摘要欄には手形の金額、その起算日欄には手形入金分に對する起算日が記入される。

第四節　帳簿上の假空預金

預金勘定の重複

他店手形類による預金の受入れは、現金による普通入金とは違ひ、交換決濟を經た上でなければ資金にならない。折角、預金として受入れた小切手が、或は何かの事由のために不渡となるかも知れぬ。

のみならずかくして受入れた預金には相當多額に假空の預金が含まれてゐる。卽ちA銀行がB銀行宛の小切手一萬圓を預金として受入れるならばその預金は一萬圓增加し、B銀行がA銀行宛の小切手一萬圓を預金として受入れるならば、B銀行の預金も矢張り同じに一萬圓を增加する。今若しも入金當日にこの小切手を交換するときは、AB兩行の預金はそれぞれ一萬圓づゝ減少し元通りの預金殘高になつてしまふが、これを翌日の交換に持ち出せば、當日の殘高はAB兩行で各一萬圓を增加したことになる。この一萬圓は全く假空の一萬圓である。全國組合銀行についていへば、かくの如き假空の預金は相當多額に上るであらう。殊に月末、期末の如き諸支拂ひのために商人が一齊に小切手を振出す際には、當日の小切手の受入れで翌日の交換に廻はす分が急に激增し、それ等は假空の預金を構成する。

未決濟小切手

銀行が預金として受入れた未決濟小切手は、その取引の上ではこれを現金と同じに扱つてゐるけれども、翌日の交換に持出して見なければ、果して資金化され得るものかどうかゞ判らない。この未決濟小切手は組合銀行間の相互的未決濟勘定であるから、これを交換決濟したならば、組

合銀行全體としてはゼロになるし、個々の銀行についても未決濟小切手の大部分は翌日の交換持歸手形と相殺され、交換差額の勝ちとなつた銀行がその差額だけこれを現金化するに止まるのである。して見れば支拂準備金の第一線に位置を占むる現金在高のうちに、かくの如き未決濟小切手を含ませて置くのはその意味をなさぬ。

第二章　手形の交換經由

第一節　交換經由の强制

手形交換所組合銀行（東京は社員銀行といふ）に於て支拂ふべき手形小切手は、すべてその交換に附することになつてゐる。これは各手形交換所規約に例外なく規定するところである。だから組合銀行はその受入れた手形小切手を直接その支拂銀行に取付けに行くことは出來ないし、また自行の支拂ふべき手形小切手を直接取付けに來てもこれを拒むことが出來る。

交換手形持出しの强制

元來、交換手形といふことは、受入れた他店渡の手形小切手を個々に取付ける手數を省くために、それ等の手形小切手を一定の場所に持ち寄つて、相互にその交換決濟をつける便宜的施設に外ならない。だからこれによつて受入手形の持出しを强制し、その直接取付を禁止することが出來るかどうかに就ていろいろ議論もあるが、手形交換の效力を發揮せしむるには持出しを强制するのが當然であり、また組合銀行としては交換によつて多くの利益を得てゐるから、その規約を固く遵守して受入手形を勝手に取付けるやうな行動には出ない。

持出強制の除外例

しかし、手形交換は双方的な行爲であつて、相互に手形を持出さなければならない。他店渡の手形を持出すと同時に、その相手銀行から自店渡の手形を受入れるのが即ち手形交換である。萬一、その相手銀行に何か故障が起り、それがために交換に參加が出來ないやうな場合は、手形を持出してもその決濟がつかぬ。そこで持出強制の原則にも例外を認めてゐる。一般に認める例外は次の如き場合である。

一、相手銀行の交換方が缺席したとき

二、相手銀行が交換尻の拂込みを怠り交換の繰戻しとなつたとき

これ等の場合に於ては、直接に現金を取付けに行くも差支ないことになつてゐる。

交換手形持歸の强制

他店渡手形類の持出しを強制する以上は、これを支拂ふべき相手銀行に對してもその手形の受入が强制されなければならない。卽ち交換に持出された自行支拂ひの手形は、正當の理由なくしてその受入れを拒絶することが出來ぬ。交換持出しの强制と相俟つて、交換持歸りの强制は手形

交換の二大原則の一つを成すものである。例へば受入れた手形で、不渡となることが交換方にはよく判つてゐても、原則として一應はこれを銀行へ持歸り、成規の手續に從つてこれをその持出銀行に返還しなければならぬ。

持歸强制の除外例

かくの如く支拂銀行は、交換に持出された手形の受入れ持歸りを强制されてゐるが、次に列擧する場合に於ては、正當の理由があるものとして手形の受入れを拒絶することが出來る。

一、法定の要件を具備しない手形小切手が呈示されたとき

手形の受入れが强制されるのはその手形が法定の要件を具備した場合である。法定の要件を具備しないやうな手形小切手の呈示は、法律上からいつても呈示の效力を缺くのであるから、かゝる手形の受入れまで交換所規約によつて强制される筈はなく、支拂銀行としては卽座にその受入れを拒絶してよい。

二、取引拒絶者の手形小切手が呈示されたとき

不渡を出せば三年の間組合銀行と當座取引をすることが出來ない。この種の取引拒絶者は交換

所から組合銀行に公示されてゐる。これ等の取引拒絶者が手形小切手を振出せば、取引なしの事由で不渡になることは明白であるから、かゝる手形小切手の受入れを強制される筈はない。

三、持出銀行が交換開始時刻に遅れたとき

組合銀行の交換方が規定の時刻に遅れたときは、その銀行から手形を持出すことは禁ぜられ、他の銀行からその銀行への持出手形は受入れなければならぬ。従つてこの場合に於ては、規約に觸れた銀行からの持出手形の受入れは強制されないのである。

四、持出手形に「交換印」の押捺してないとき

すべての持出手形には、「交換印」を押捺することが強制されてゐるから、これを缺く手形の受入れは拒絶して差支へない。持出手形に押捺すべき「交換印」は豫じめ交換所に届出で、且つ組合銀行にもその印鑑が送つてある。「交換印」の押捺してある手形小切手は銀行の手に這入つたことを表示してゐるから、かゝる手形小切手を直接取付に行つても、銀行はその支拂ひに應じない。當然、交換經由で決濟すべきものが、店頭に呈示されるといふには、そこに何らかの異狀があるか、然らざれば不正行爲の行はれることを疑はしめる理由にもなる。

組合銀行が受入れた他店渡手形類は、交換經由の原則に基いて交換へ持出しを強制されるが、これと相俟つて他店渡手形類の受入れを強制する規定を設けてゐる交換所もある。即ち組合銀行に於て支拂はるべき手形小切手を取引先から振込まれたときは、正當の事由なくしてこれを拒絶することが出來ないといふ規定である。當座口へ他店渡手形小切手の受入れについては、一般に當座取引約定書のうちにその規定を設け、銀行は他店渡の手形小切手を以てする入金を拒絶しないことにしてあるけれども、その他の場合にはかゝる義務を負擔しない。そこで組合銀行支拂ひの手形小切手の流通を圓滑ならしめ、且つ交換所の利用を盛んならしめんがために、一部の交換所にてはその規約を以て組合銀行支拂ひの手形小切手の受入れを強制する。

第二節　交換手形の種類

手形交換に附せらるべきものは獨り手形小切手のみに限らない。いやしくも手形交換所に於て交換に附すべきことを決議した證券ならば、その種類の何んたるを問はず悉くこれを交換に附せなければならぬ。交換に附するものを一括して交換手形、又は單に手形と名づけてゐる。

交換手形の範圍はすこぶる廣汎である。組合銀行が交換に持出して決濟することの出來る所謂交換手形の主なるものを次に示さう。

小切手

交換によつて決濟されるもの〻うちで最も多數を占めてゐるのは小切手である。新手形法が交換所に於ける爲替手形の呈示の有效なることを認めるまでは、商法第五三三條ノ三に「小切手ノ所持人カ支拂人ノ加入シタル手形交換所ニ小切手ヲ提出シタルトキハ支拂地ニ於テ支拂ヲ求ムル爲メ之ヲ呈示シタルト同一ノ效力ヲ有ス」とあつて、獨り小切手についてのみ手形交換所に於ける呈示が有效なる旨を定めたに過ぎない。これを沿革の上から見るも、手形交換はまづ小切手について行はれ、取引の便宜上更らに手形その他の證券にも及ぼされたものであつて、現にロンドンに於て行はれてゐる地方交換の如きも小切手のみの交換である。

爲替手形、約束手形

前にも述べたやうに舊法に於ては、小切手についてのみ手形交換所に於ける呈示が有效なる旨を定められてをり、手形についてはこの規定がなかつた。然るに新手形法はその第三八條第二項に於て「手形交換所ニ於ケル爲替手形ノ呈示ハ支拂ノ呈示タル效力ヲ有ス」と定められたことは手形運用上の一大革新といはなければならぬ。

爲替手形および約束手形は、手形面に支拂場所として銀行が指定されてゐる場合にのみ交換に持出すことが出來る。ところが近頃の取引界に流通する手形には銀行をその支拂場所としたものが多く、手形といへば銀行渡りであることが殆んど原則のやうになつてゐる。銀行渡りの手形は例外的に銀行に對してのみ店頭支拂ひもするが、普通は交換經由の取立になるので、交換規則に基く不渡處分といふ制裁を惧れ、割合に手形の渡りがよい。そこで手形を受取るものは銀行が支拂場所に指定されることを希望するし、銀行で手形を割引く場合にも銀行渡りでない手形は拒絶する。また手形の支拂義務者からいつても、信用取引の發達とゝもに手形の振出しが頻繁に行はれるやうになれば、期日に至つて自らその支拂ひをなすことに伴ふ危險と事故とを避けんがために、交換經由の方法を擇ぶに至るは當然である。かゝる場合に於ける手形の振出しは、これを現金の卽時支拂ひたる小切手の振出しにくらべたなら——

一、一定の支拂期日に至つてその支拂ひをなすこと。

二、銀行は支拂義務者ではなく、單に支拂場所として指定されるに止まること。

などの違ひはあるが、これに對して銀行が支拂ひをなすことは、當座勘定に於ける作用からいへば、支拂人振出しの小切手を支拂ふことゝほゞ同樣の關係にある。

小切手および手形の支拂ひは取引先のために金錢の支拂ひをなすことに外ならない。この二つこそ當座勘定取引の眼目である。手形の支拂場所に銀行を指定する便法を設けたのは明治二十七年からであるが、これがために手形を交換所に持出して指定銀行との間に交換決濟をなす途も開け、手形交換所は手形上に於ける貸借の決濟機關として重きをなすに至つた。

公社債利札

償還到來期の公社債

公債の元利金は最初は日本銀行でその支拂ひをしたが、公債の增加につれて受取人や銀行の手數が頗る繁雜になつたから、明治三十八年六月に至り交換經由で支拂ふ便法を設けた。社債元利金の支拂ひが交換經由で行はれるのも同じ理由からである。

配當金領收證

諸會社の配當金は、從來その會社又は取扱銀行に至つて受取つたが、支拂日には受取人が一時に來集して混雜を來すから、その領收證を手形交換所に持出して決濟をつけることにした。

預金證書

他行の預金證書が、何かの理由で受入れられたときも、これを交換經由によつて決濟を求めることが出來る。

預金證書の一種と見るべき預金手形は、コール・マネーの受入れに際して手形の代りに發行されたり、銀行から現金を受けたものが他へ支拂ひをなすに當つて、手數省略のためこれに形を變へておいたりするので、この手形を受入れた銀行では交換に持出す機會が多い。手形交換の全體から見てもコール手形は相當の金額に上つてゐる。

諸領收證

領收證とは銀行間の領收證の外に、一銀行の行員が他の銀行の行員に對して私的に貸借關係を有する場合、豫め電話にて了解を得た上で持出す領收證もある。銀行間の領收證にはいろいろなものがあるが、前にも述べた爲替尻振込の申込みに應じて受方銀行から持出す爲替尻領收證の如

きもその主なるもの丶一つである。爲替資金の決濟地と目せられる都會地銀行にあつては、毎朝一定の時間を限つてこれが應酬に忙はしいが、休日明けの大銀行では受拂ひを合せて百五十件内外の取引を僅々一時間足らずの間で完了する。

銀行間の領收證には、なほ加盟費領收證といふやうなものもある。

諸官廳支拂命令書

これは初め一々金庫について支拂を受けてゐたが、明治二十五年四月から交換經由による決濟が行はれるやうになつた。

郵便爲替證書

郵便による取立金

取立濟通知書

郵便振替貯金拂出請求書

郵便爲替證書の交換は明治三十四年六月以來の實施であるが、これは當時各地の郵便局に於てその地の手形交換所と合議の上交換に參加したもので、その後大正七年四月、郵便官署手形交換所參加規則が制定せらるゝや、交換所々在地の郵便局はすべてその交換規約に從ふことゝなり、郵便局の交換事務は全國的に統一された。

第三節　交換手形の基本的條件

交換手形の範圍

普通に手形といへば、小切手とこれを區別して爲替手形、約束手形などの意味に解せられるが手形交換所にていふところの手形の範圍は頗る廣況である。東京交換所規則によれば、その第二條に——

當交換所ハ社員銀行ニ於テ收受シタル手形小切手等ヲ交換決濟スルヲ以テ目的トス

手形小切手其他當交換所ニ於テ交換スル一切ノ證券ハ本規則ニ於テ之ヲ手形ト稱ス

との規定があり、手形交換に持出すことが出來るものは獨り手形小切手のみでなく、前述の各種證券にも及んでゐる。交換に持出すことの出來る諸證券については規則の上にその規定はないけれども、別に總會の決議によつてこれを決定する。從つて交換手形なるもの丶具備する要件は

次の如くである。

一、組合銀行に於て支拂はるべきもの

二、交換所總會の決議によるもの

組合銀行に於て支拂はるべき一切の手形は、これを手形交換に持出して交換決濟に附せなければならないが、決議に洩れた證券類は直接取付をなすことが出來る。

交換手形の區別

交換手形の性質はこれを取引の上から見れば、小切手に——

一、當座小切手

二、送金小切手

の區別があり、また手形に——

一、約束手形

二、爲替手形

三、預金手形

四、コール手形

の區別がある。その他は雜の部類に入れることが出來る。かくの如く交換手形は種々なるものから成り立つてゐるが、出納課の手續から見た交換手形の性質は單純であつて、次に掲ぐる二種類の何れかに屬する。

一、現金手形

二、取立手形

現金手形とは、銀行が顧客から預金として入金した小切手、滿期日到來の手形、一覽拂の證書類であつて、銀行はこれを現金と同じに見て現金在高のうちに加へてゐる。取立手形とは、組合銀行を支拂場所とした割引手形、代金取立手形等の滿期日が到來し、手形交換に持出して交換決濟に附するものゝことである。

交換手形の共通點

かくの如く交換手形は、現金手形と取立手形の二つに分けることが出來るが、しかしこれを手形交換に持出して交換決濟に附するには、一覽拂のものは兎も角として、支拂期日の到來によつ

て何時にても支拂人に呈示すれば、直ちに資金化するといふ要件を備へてゐなければならぬ。預金として入金した手形でも、割引された手形でも、この點は全く同一である。手形の種類、性質發生の理由、又はその對銀行關係は手形によつて區々であり、手形交換に附せらるべき證券の範圍は頗る廣汎であるが、それは交換前の取扱ひによつて生ずる區別に過ぎぬ。いやしくも交換に持出される手形である以上は、かゝる區別よりも交換手形としての根本的性質に重きを置くべきであつて、支拂期日の到來した手形でさへあれば、一括してこれを交換手形と見做し、その現金手形たると取立手形たるとは敢て問ふところでない。

支拂期日の到來した手形

交換手形の性質に關する從來の解釋は、いはゆる手形交換事務からこれを切り離して、たゞ個々の手形の交換前に於ける取扱ひに基いたものである。けれども支拂期日の到來した手形はすべて交換手形であつて、そこには現金手形とか取立手形とかいふ區別はない。雜多な手形がたゞ交換手形といふ一色で塗りつぶされてゐる。從つて交換手形ならばすべて現金と同じに見ることが出來る。預金として受入れるばかりが手形入金ではない。

第三章　交換持出の準備

第一節　手形交換事務の內容

手形交換事務とは何か？　手形交換そのものに關する銀行內部の事務が卽ち手形交換事務である。交換前後に於ける各課（特に預金課、爲替課）の手續は、手形交換の準備として、將たまた交換の結果の處置として、固よりこれを缺くことは出來ないが、かくの如き交換前後の手續と交換手續とは別のものである。

手形交換事務の獨立性

手形交換事務は一個の獨立した事務であつて、各課に分割して行はれる附隨的な事務とこれを同じに見てはならぬ。交換前後の手續と交換手續そのものとの間には判然たる區別が存する。故に何處までが交換前後の手續であり、何處からが交換手續そのものであるかを知つておく必要がある。

その點を明らかにするために今一つの例を引いて說明しやう。豫ねて割引せる手形の滿期日が到來し、愈よこれを交換に持出すことになつたとする。滿期日が到來すれば、今まで商業手形と

しての取扱ひを受けてゐたものが、こゝに現金化されて現金となるから、割引係ではこれに對して商業手形勘定の入金傳票を作らなければならぬ。かくして傳票は收納係に廻はされ、手形の現物は交換へ持出すため手形係に廻はされる。これまでが交換前の手續である。

そして手形が手形係に廻はされてから後の手續は交換手續になる。

交換手形事務から見た手形

手形交換事務から見た手形はいちゞるしく單一化されてゐる。一切の手形は支拂期日の到來した手形としてすべて同一の取扱ひをする。卽ち手形交換事務そのものについて云へば、持出手形が預金として入金せられた手形であらうと、割引若しくは代金取立による手形であらうと、その取扱ひに變りはなく、また持歸り手形が當座小切手であらうと、送金小切手であらうと皆同じである。交換前後における手形の取扱ひは交換手續そのものに何んの關係もない。滿期日が到來して交換に持出す手形に對し、商業手形勘定の入金傳票を作るのは割引係の仕事であつて、手形係や交換係はこれに關與せぬ。

手形交換事務の系統

元來、手形交換事務は出納事務の一部であつて、出納課の取立係が一々手形小切手の取立をする代りに手形交換といふ便法が設けられたのであるから、手形交換所は各行出納課の延長と見ることも出來る。出納事務は銀行の基本的事務であつて、現金の出納、鑑定、保管、當所代金取立兩替、預ケ金等も出納事務の一部をなしてゐるが、そのうちでも手形交換は現金の出納と相並んで最も重要な事務である。

手形交換事務の區分

手形交換事務は、その事務の進行に伴ふてこれを二つの部分に分けることが出來る。二つの部分とは次の如きものである。

一、手形持出の準備

二、持歸手形の處置

手形持出の準備は各課に於ける交換前の手續の後を享けて、手形交換に持出すまでの手續であり、持歸手形の處置は手形交換の結果受入れて銀行に持歸つた手形に對する手續である。その何れも交換手續としては重要なるものであつて、滿期日となれる受入手形を資金化するにはかくの

如き一貫した前後の手續を必要とする。

持出手形に對する準備

手形持出の準備は銀行に於ける手形交換事務の前半を意味するが、しかし實際には手形交換事務の最も重要な部分である。持歸手形に不渡その他の事故が發生しなければ、たゞ受入手形を交換に持出すことによつてその手形は完全に決濟され、手形交換の目的を達することが出來るのである。手形持出の準備は次の如き二つの部分から成り立つてゐる。

一、手形の形式の點檢、手形の分類、記帳などに關する手續

二、交換添表及び交換差引表への記入、銀行渡印及び交換領收印の押捺、手形の持出などに關する手續

持歸手形の處理

手形交換によつて受入れた手形は銀行に持歸り、これを自店各課別、支店別その他の標準に從つて區別した上、夫々その宛先に手形を回付する。各課が持歸手形の回付を受けてからの手續は交換後の手續であつて、最早や交換手續の範圍に屬しないが、支拂に應じ難き手形に對する不渡

の手續は勿論交換手續の一つと見てよからう。

第二節　持出手形の回付

手形係

持出手形のうちには、前日若しくは當日入金の他店渡小切手もあれば、支拂期日の到來によつて入金手續をした手形もある。そして他店渡の手形小切手ならばその大部分は交換持出手形であるから、回付簿に枚數及び金額を記入して出納課の手形係に回付される。

しかし手形係が回付を受けるのは自店各課からだけではない。市内支店又は代理交換委託銀行から回付された手形もある。

交換係

交換係は交換開始時刻までに、決濟を要する手形を一括して交換に持出さなければならないから、それに間に合ふやうに交換手形を回付する必要がある。小切手の如き一覽拂ひのものは、回付を急ぎさへすれば入金當日でも交換へ持出すことが出來るのであるが、併し多くの場合それは

不可能であつて、持出は入金の翌日になる。

曾て集金制度の行はれてゐた頃は、集金係員の歸行が概ね遲く、且つ手形係へはそれ等の手形が一括して回付されたから、手形係に於ては諸手形一時に輻輳し、その整理に時間を要して勢ひ交換持出は遲延勝であつた。しかしその後集金制度は廢止せられ、かくの如き弊害は除去された筈であるが、それでも入金手形は成るべく多く持出さうとする銀行の心事に變りはないので、矢張り一杯々々の時間に手形が持出される。

受入翌日の交換

わが國の交換制度の下に於ては、何れも正午前後の或る時刻に交換が開始され、その時において一纏めにされてゐる手形だけしか交換に附することが出來ないのであるから、日々の受入手形は原則として當日の交換には持出し得ない。受入れ翌日の交換に持出すことを規定してゐる交換所ならばなほ更らであるが、それでなくとも市内支店から本店への運搬や、交換持出前に於ける手形の整理などに要する時間を考慮に入れたならば、當日の受入手形の大部分は當日の交換に持出し得ないことは明らかである。そこで一覽拂なるべき小切手の資金化が二日、少くとも一日は

遲れることになる。交換制度の上から見ればこれは已むを得ないことで、銀行としても受入手形の大部分は翌日の交換でなければ決濟の出來ないものと諦めてゐる。けれども交換開始の時刻までに間に合ふならば、一枚でも餘計に手形を持出さうとするのが人情である。

午後交換

大阪では組合銀行の便宜を圖つて午後交換を行つてゐるが、それでも午後の受入手形は當日の午後交換には間に合はない。

第三節　持出手形の點檢

手形の形式

手形係が各課から回付を受けた手形は、一々その形式を點檢し、裏書不完全、落印等不備のものあるを發見した時は、これを收納係へ送付して同係から振込先へその旨を通知しなければならぬ。

手形小切手の形式その他については、これを受入れる際十分に注意を拂ひ、取扱上に手落なか

らんことを期してゐるから、最早や手形係ではこれ等の點について問題は起らない筈であるが、しかし絶對に見落しがないとは云へず、念には念を入れる必要からなほ手形係としても手形の點檢に當らなければならぬ。

回付を受けた手形小切手その他につき、手形係として注意を要すべき諸點を擧ぐれば大略左の如くである。

日附

小切手の日附で問題になるのは振出日附のないものや先日附などである。振出日附のない小切手は、これを呈示しても受方銀行でその支拂に應じて呉れぬ。だからかくの如き小切手を呈示するには先づ缺如せる日附の補充をなす必要がある。振出日附の補充は振出人の意思如何に拘らずその所持人たる取引先でも出來るが、實務上の取扱ひとしては、取引先を介して振出人の手でこれを補充せしむべきである。

次に先日附であるが、これはその效力發生の時期が屢々問題になり、舊法時代にはその呈示證券としての效力は日附の到來によつて始めて作用をするが、しかし小切手そのものとしての效力はすでに振出の時に發生してゐるといふ解釋もあつた。然るに一部の銀行では先日附の他店渡小切手を預金として受入れ、現金に換貨さるべき日を待つことなくこれを現金と同じに取扱つてゐた。銀行が小切手を現金と同じに見て、これを預金として受入れるのは、受入れの際すでに呈示證券としての形式を備へ、いつでも呈示することが出來る狀態にあるからであるが、それでさへなほ支拂人に於て現實に支拂はれた後でなければ引出しに應じないのが原則になつてゐる。して見れば呈示證券としての效力がまだ發生しない先日附の小切手を受入れるといふやうなことは、信用を重んずる銀行として出來得ることでない。尤も現行法は小切手の一覽拂の性質を尊重し、先日附の小切手といへども支拂のため呈示した日に支拂つていゝことにしてある。これで先日附の小切手も有效と認められ、その日附前に呈示して支拂を拒絶されたならば、直ちに償還請求權が發生する。

呈示期間

受入れた手形の滿期日が、手形法第四條の期間を經過してゐるものは、これを交換に呈示してもその支拂は拒絶されるから、かくの如き手形は入金當日の日附の小切手と引換るやう預金者か

らその振出人に交渉せしめるがよい。また、法定の呈示期間を經過した小切手も、支拂銀行の如何によつては斷然その支拂に應じないから、これも預金者を介してその日附を訂正せしむるなり新たに小切手を發行させるなりしなければならぬ。

僞造變造手形

手形小切手の僞造變造は銀行として最も注意を要する點で、これが豫防のために種々の手段が講ぜられてゐるけれども、犯罪智能は常に豫防手段に一歩を先んずるのであるから、少しも油斷は出來ない。この種の犯罪で最も多いのは金額の改變である。これに對しては金額欄へ變造防止の裝置を施した小切手用紙を採用する向が漸次增加して來た。しかしかゝる豫防手段といへども決して絶對的のものではないから、矢張り當務者の周到細密なる注意に俟たなければならぬ。

事故手形

普通に事故手形といはれてゐるのは、次の如き事由を以てその支拂を拒絶される手形小切手のことである。

一、紛失

二、遺失

三、盜難

四、詐欺

尤も、事故といふ意味を廣義に解釋するなら、形式不完全、印鑑相違、筆蹟相違なども事故手形に這入るが、これ等は振出されたときすでに事故手形になつてゐるもので、手形自體に瑕疵がある。けれどもこゝで事故手形といふのは手形自體には瑕疵はなくて、その流通過程に於て事故を生じ、支拂に應ずることの出來ない狀態にあるものである。

かくの如き事故手形は、振出人からの申出に基き、銀行が交換所に手形事故屆を差出すことによつて、その銀行の該手形に對する支拂委託が取消されてしまふから、屆出後にこれを呈示しても支拂に應じない。だから銀行はかゝる手形を受入れないやうに、將たまたかゝる手形を割引しないやうに、受理した屆出によつて常に最善の注意を拂はなければならぬ。

事故手形のうちで、紛失、遺失、盜難を除く外の手形は、期日に至れば大概は呈示されるからその時に注意すれば足りるが、紛失、遺失などの手形は果して第三者の手に入つたかどうか又全

く不明であり、また盜難手形も多くは破棄されて滅多には呈示されない。從つて事故手形が發見呈示などによつて、實際に解決されるのは十の中に二つか三つある位のもので、その大部分は將來いつ呈示されるか知れないといふ不安狀態にある。且つ屆出後いかに多くの時間を經過してもたゞそれだけの理由で注意の必要なしとすることは出來ない。一年前の小切手を一年後の同日呈示した例もある。

銀行が割引手形として依賴人から買取る手形に、かゝる事故の存する筈はないのであるが、事實上、紛失、その他の理由をもつて不渡となるものが間々ある。

預金者の捺印、裏書

預金として受入れた手形小切手その他は、後日不渡などの事故發生した場合に備ふるため、その裏面へ預金者の捺印、裏書を求めて授受の跡が明白になつてゐなければならぬ。

第四節　持出手形の第一次仕譯

仕譯の標準

手形係に回付されるものは當地渡の交換手形ばかりではない。支拂期日の到來した一切の手形が手形係の手許に集まつて來る。これ等の手形について前記の點檢を終れば、次の標準に從つてその分類をする。

一、交換手形
二、支店手形
三、取立手形

東京市內に於ける本支店間に於て受入れられる本支店小切手は交換所に持出すことなく、夫々受入れた銀行から支拂銀行に呈示する。この場合にも不渡などのあるときは返還することが出來るのである。

他所渡手形は爲替課に回付して取立の手續をする。市內取立手形は出納課の取立係がその取立に當る。

この場合に於ける手形の仕譯は、後に述ぶる支拂銀行別仕譯に對して第一次仕譯と呼ぶことにする。手形の第一次仕譯は總括的な仕譯であつて、これにより交換に持出す手形の枚數金額が決

定する。

銀行渡印

交換に持出す小切手には「銀行渡印」をその表面に押捺しなければならぬ。

第五節　持出手形記入帳

交換手形の記入

次に交換に持出し得べきものは「持出手形記入帳」に記入してその合計を算出する。市内及び他地支店から回送して來た手形は、それぞれ各支店に於て「持出手形記入帳」に記入濟のものであるから、本店の「持出手形記入帳」には記入するに及ばぬ。

備付の强制

「持出手形記入帳」は一にまた「受入手形記入帳」ともいひ、萬一持出手形につき過誤故障のあつたときこれを發見し、若くはその然らざるを確むる等の便に供へるものである。交換所の多くではこの帳簿を供ふることは銀行の自由意思に任せてゐるが、しかし規約によつてこれが備付を强

制するところもある。例へば組合銀行は原則として手形交換に持出すべき手形、小切手および諸證券の記錄を備へ置くものとし、この記錄を缺いた爲めに受方銀行に損害を及ぼしたときは、渡方銀行はその責に任じなければならぬと云ふ規定の如きである。

持出手形記入帳

年　月　日

依頼人	種類	番號	支拂人	支拂場所	金額	摘要

第六節　持出手形內譯帳

記入事項

「持出手形記入帳」の外に「持出手形内譯帳」なるものがある。前者は萬一の際に備へる持出手形の參考記錄に過ぎないが、後者は持出手形の全部に亙つてその内譯を明細に記入したもので、その記入事項を示せば左の如くである。

一、當座取引手形の枚數金額
二、送金手形の枚數金額
三、爲替手形の枚數金額
四、約束手形の枚數金額
五、預金手形の枚數金額
六、コール手形の枚數金額
七、雜類の枚數金額
八、支店手形の枚數金額
九、持出手形合計の枚數金額

記入の順序

その記帳の順序は「持出手形記入帳」を先にし、これによつて持出手形の合計を算出した上、その枚數金額を「持出手形内譯帳」に記入するのである。

以上に述べたところは、交換持出の準備として必要なる手形課の手續である。これ等の手續を經て持出手形は交換係（卽ち交換方）へ回付される。

第七節　交換領收印

持出手形の捺印

當日の持出手形を受取つた交換係はその裏面に洩れなく「交換領收印」を押捺する。「交換領收印」の押捺してない手形は、交換に持出しても受方銀行はその支拂に應ぜぬ。

「交換領收印」（簡單に「交換印」ともいふ）の押捺についてはすべてこの手形交換規則にその規定がある。手形不渡の場合、これを持出銀行に返還するに當つて、その銀行の持出に係るものであることを立證すべき唯一の證據になるのは、この「交換領收印」であるから、持出手形にこれが押捺を强制するのは敢て怪しむに足らぬ。

捺印の效力

記名式の手形ならば、これに對して持出銀行の記名捺印を必要とするが、その記名捺印の代りに「交換印」を押捺するだけでも差支へない。尤も後日に至り何等かの理由で、受方銀行に對して正式の記名捺印を要求した場合は、何時たりとも持出銀行はその要求に應じなければならぬ。

組合銀行の「交換印」の押捺されてある手形は、現金取付のためにこれを店頭に呈示されても、これが支拂に應じてはならぬといふ規定を設けてゐる交換所がある。

印鑑届出

「交換印」は、その銀行が始めて交換に參加したとき、豫め交換所に届出てゐるものであり、他の組合銀行にもその印鑑は廻つてゐる。

第八節　持出手形の第二次仕譯

支拂銀行別

かくして「交換印」の押捺を終つた手形は各支拂銀行別に分類される。これを前に述べた手形の第一次仕譯に對して第二次仕譯といふことが出來る。第一次仕譯は當日の持出手形を決定するための仕譯であるが、第二次仕譯はすでに決定された持出手形の再仕譯を意味する。

交換仕譯棚

この仕譯をなすために各銀行には交換仕譯棚なるものが出來てゐる。交換仕譯棚とは郵便局に於て郵便物を各地別に仕譯する棚と同じもので、これを組合銀行の數だけの枠に區劃し、枠の一つ一つに各銀行の商號又は番號をつけておく。併し、銀行によつて持出手形を受ける量に大小があり、例へば或る銀行宛には常に多量の手形があるけれども、他の銀行宛は常に少量であるといふ事情から、仕譯棚の枠にも大小を設け、全部の枠が同じ大さでない。

手形が仕譯棚で整理されてしまつたなら、その各々の小計を算出して「交換添表」に枚數および金額の合計を記入し、手形類はゴム・バンド又はクリップを以て一括する。

交換利札袋

公社債ならびに利札は、手形小切手と同じに取扱ふことが出來ないから、これを交換に持出すには一定の袋に納めるのである。

交換利札

種類	利札一枚金額	利札枚數	合計金額
合計			
所得税			
差引交換高			

昭和　年　月　日

中御行銀行

株式會社　何々銀行

交換社債利札袋

袋は封緘した上、種類、利札枚數、金額を表記し、地方債及び社債にありては所得税をも記入して、その差引高により交換に持出すものとする。利札の所得税は一枚毎に計算し、厘位を生じたときは切捨てなければならぬ。

公社債を同時に持出す時は公債と社債とは別袋とし、また社債も會社別によつて別袋を使用する。社債の利札は同一會社のものでも發行回數および支拂期が異れば別袋としなければならぬ。利札袋は縦五寸五分、横四寸五分位の大さが最も適し、一般に使用されてゐるのもこの程度のものである。前頁に示すのはその雛形である。

社債本券および利札は、成るべくその支拂期の前に支拂銀行に預託して預り證を受取り置き、期日に至り預り證を交換に持出すことゝせば、その取扱ひは大に簡便である。また、多くの交換所では「組合銀行社債配當金取扱一覽」を作り、これを組合銀行に配付してゐるが、これは社債およびその利札を交換に附する銀行の參考になる。

第九節　交換添表、交換差引表

交換添表

銀行別に一括された手形には夫々「交換添表」を添付しなければならぬ。「交換添表」とは、その銀行に對して持出す手形全體の金額および枚數を記入したものである。この「交換添表」は實は表でなくして添票である。外國ではこれをNote 又は Slip といひ、Table とはいはない。

交換添表

何々銀行交換添表			
昭和　年　月　日			
枚數	金額		
	千	圓	錢
銀行			

東京の社員銀行は三十五行、大阪の組合銀行は二十七行あるが、これ等のすべてが相互に毎日手形を持出してゐるとは限らぬ。組合銀行の中某行に對しては持出すべき手形のない場合がある。かくの如き場合には某行に對して特に次の如き「持出零表」を作成する。

何々銀行御中

本日貴行へ拂出手形無之候

昭和　年　月　日

何々銀行

交換差引表

「交換添表」が全部出來上れば、これによつて更らにその金額枚數を「交換差引表」の貸方欄に各行別で記入し、その合計を計上しなければならぬ。「交換差引表」も交換所に持參し、交換開始の後、自行が受入れた手形の枚數金額をその借方欄に記入する。

「交換添表」によつて「交換差引表」の貸方欄に記入された持出手形合計の枚數金額は、絶對に「交換手形內譯帳」の總額と一致する筈である。故に交換係はその一致するかどうかを確め、もし不突合があればその不突合の原因を取調べ、交換に持出すまでに正確な數字としなければならぬ。萬一、その持出手形のうちに代理交換の持出分があれば、これを手形記入帳の總額に加へたもの

と符合するかどうかを確める必要がある。

添表合計が手形帳の合計と容易に符合せず、つひに交換時間が切迫した場合には、やむを得ず不突合のまゝこれを交換所に持参し、手形および添表配布の場合に金額幾何の相違があるかも知れない旨を告げて置く。

數字の注意

「交換添表」は手形と一緒に手形交換に持出し、相手銀行はこれによつて自行「交換差引表」の借方欄に記入するのであるから、枚數金額の記入は勿論正確でなければならないが、如何にその計算記入が正確であつても、書かれた文字が不明瞭で判り憎ければ、これを見誤まつて「交換差引表」に誤記されることになる。

もしも相手銀行の「交換差引表」の借方欄に誤記があれば、最後の決算においてその貸借は一致せず、これが原因を確かめるために貴重な時間を空費しなければならぬ。故に「交換添表」の文字は何人にも判り易く明確に書くことが絶對に必要である。參考までに記入についての注意事項を左に掲げて置かう。

一、記入の數字はすべてペンを以て明確に記入すること。

二、1と7、5と8、6と0、4と9、4と6、7と2は特に明瞭に記入すること。

三、記入した文字に不明瞭なものがあるときはその餘白に再記すること。

第四章　手形交換手續

第一節　收納手形の持出

手形持出高の報告　手形交換への持出準備が完了したならば、當日の交換持出高は支配人席に報告され、交換方は手形を携へて交換所に赴く。

持出手形の運搬　交換方には持出交換方と受入交換方とがあり、持出交換方は交換開始時刻までに交換所へ赴けばいゝが、受入交換方は交換開始前少くとも十五分ぐらゐまでにはすでに交換所に赴いて、諸般の準備を整へなければならぬ。

かくの如く持出交換方は、受入交換方にくらべて悠つくり出來るが、これは受入交換方のやうに前以て交換所に至りなすべき準備のないためでもあり、また、持出手形は交換開始後に於て追加が出來ないから、一枚でも多くの受入手形を持出す必要があるからでもある。そこで持出交換方は交換開始時刻の間際に急いで交換所に駈けつける。持出交換方の交換所行きには大抵自動車

を使つてゐる。持出の手形および添表は嚴重なる金庫又は手提鞄にて持ち運び、途中にて紛失しないやうに十分の注意を拂はなければならぬ。自動車の使用は單に時間を節約するといふだけではなくて、手形運搬の安全を圖るためでもある。

持出手形の配布

各地交換所の規約によれば、交換方は交換開始時刻前に交換室に出席し、監事より交換開始の合圖があつた後、手形を交換添表と共に相手銀行の交換方に配布し、開始後五分以内に配布を終ることになつてゐる。勿論、交換所によつてはこの通り實行され、開始時刻の少し前に交換方を交換室に入れて準備をさせ、開始時刻が來れば監事の合圖に從つて持出交換方は順次その手形を相手銀行の受入交換方に配布する。けれども多くの交換所にてはこの規約は守られてをらぬ。

大抵のところでは、受入交換方は交換開始の數分前に着席してゐるから、持出交換方は開始時刻を待たずにその手形を配布する。甚だしきは受入交換方がまだ出席してゐないときは、その空席に手形を配布するやうなこともある。かくの如きは交換手續としては甚だ非事務的な遣り方で且つ手形紛失の危險も多い。だから交換所のうちには、規定を設けて空席に手形を配布することを禁じてゐるところがある。少くとも申合せでこれは禁ずべきである。

然るに交換方が交換開始時刻に手形の配布をはじめることが出來なければ、他行から配布したものは支拂ひ、自行の持參したものはその時の交換に加へることが出來ぬといふ規定が、どこの交換所にもある。この規定の裏を解釋すれば、交換方不在の席に對しても手形を配布するのを認めることになるが、空席に手形を配布してしては面白くない。

この點で大に學ぶべきはニューヨークの手形交換所である。ニューヨークでは午前十時開始の本交換までに用意の鐘が二回鳴り、その間に組合銀行の交換方一同が着席し、鐘を合圖に一齊に立つて持出手形を配布する。持出手形はすべて袋入れである。配布を受けた相手銀行の交換方は手形の受入れを保證するため、示された領收書に自己の頭字を署名しなければならぬ。これでは空席に手形を配布するやうなことはあり得ない。

これに比らべるとロンドン手形交換所における手形の持出手續は不規則で、交換時間中に幾度びも手形を持出し、幾度びも手形を持歸り、當日收納した手形を出來るだけ多量に決濟する仕組みになつてゐる。しかしかくの如き持出手續はロンドンのやうに組合銀行數の少い交換所でこそ

出來ることである。

第二節　支拂手形の受入

枚數及び金額の點檢

手形の配布を受けた交換方は、その「交換添表」によつて手形の枚數及び金額を點檢しなければならぬ。しかし受入手形の分量が增加すると、短時間に金額まで點檢するのは困難であるから、この場合は枚數だけを點檢し、金額は自行へ持歸つてから點檢すればよい。

受入手形の點檢

また受入手形そのものについてはその精査を必要とする。この場合における受入交換方の注意事項は次の如くである。

一、法定の要件を具備してゐるか

二、向日附の小切手ではないか

三、裏書は完全に出來てゐるか

四、交換領收印が押捺してあるか

五、振出人は曾て不渡を發表したものではないか

六、紛失、盜難などの事故手形ではないか

七、他行渡の小切手ではないか

八、自行他地店の支拂保證小切手ならば當地渡の印があるか

これ等は受入手形について特に注意を要する點である。原則として受入手形を持歸らなければならないことになつてゐるが、形式不備のもの、「交換領收印」のないもの、取引拒絶者の振出したもの、屆濟の事故手形などはその場で受入を拒絶することが出來る。併し「交換領收印」の押捺漏れは多くの場合、返還といふよりもその場で押捺を要求する。形式上の瑕疵はこれを是正した上翌日の交換に再び持出される。

受入手形を點檢するに當つて、交換方が是非とも參照しなければならないのは、「事故手形手控帳」および「不渡手形記入帳」などである。何れも交換所からの發表にもとづいてこれに必要事項が記入してある。

事故手形記入帳

年月日	届出人	種類番號	振出人	支拂人	金額	事由

不渡手形記入帳

年月日	氏名住所	職業	手形種類	金額	持出銀行	支拂銀行	不渡事由	停止月日

受入手形の返還

形式不備、又は交換へ持出すことの出來ない手形、小切手もしくは諸證書の配布をなし、或は手形その他の配付違ひをなし、交換室に於てこれが返還を受けたときは、監事の證印を得てその受取書を相手銀行に交付しなければならぬ。

けれども持出手形の返還を受けたり、又は受入手形を返還したりするのは、交換原則の上から見れば確かに例外である。

第三節　手形の交換決算

枚數および金額の記入

添表によつて手形の枚數および金額を點檢し、その正確なることを認めたならば、受入交換方は持參した「交換差引表」の借方欄にこれを記入し、前以てその貸方欄に記入してある數字の合計と借方の合計を比較するときは、これによつて自ら貸殘もしくは借殘の交換尻が算出される。そこで貸借いづれかに平均するやうその交換尻を差引表の差額欄に記入しなければならぬ。

何々銀行交換差引表

昭和　年　月　日

借方 枚數	借方 金額 圓	差引差額 圓	銀行名稱	差引差額 圓	貸方 枚數	貸方 金額 圓

上に掲げたのは交換差引表の雛形である。日本銀行本支店所在地にては日本銀行がこれに參加し、郵便局は各地ともに參加する。

交換差額表

交換方はまづ「交換差引表」を完成し、しかる後これによつて「交換差額表」を作成する。「交換差額表」は借殘又は貸殘によつて色分けにしておく方がその取扱ひに便利である。

交換所にあつては、交換差引表および交換差額表を何時引上げる必要を生ずるかも知れないから、最近二週間分は必らず保存せしめることにしてゐる。

赤　紙

貸　交換差額表

昭和　年　月　日

枚	借方金額	
枚	貸方金額	
	差引 貸	

何々銀行交換方

青　紙

借　交換差額表

昭和　年　月　日

枚	借方金額		
枚	貸方金額		
	差引 借		

何々銀行交換方

交換差額の報告

交換差額は貸借いづれにしても、銀行に取つては資金の運用上重大なる關係を有する事柄であるから、これが判かり次第交換方は自行の支配人又は出納主任まで電話を以て報告しなければならぬ。なほ受入手形のうちで、特に金額の多いものがあれば、その振出人もしくは引受人の氏名や金額をも併せて報告して置く方がよからう。

交換室では自行への交換差額の報告が一時に輻輳し、電話が最も頻繁に使用されるから、交換室と組合銀行との間に専用電話を架設してゐる交換所がある。

交換尻振替請求書

「交換差引表」による交換差額が借方である場合は「交換尻振替請求書」（甲號）をつくり、交換尻が貸方である場合は「交換尻振替請求書」（乙號）をつくる。この「交換尻振替請求書」も色分けにしてある。

「交換差額表」および「交換尻振替請求書」に記入した數字が正確なることを認めたなら、交換方はこれに調印の上監事に提出する。

この「交換尻振替請求書」は、その銀行から日本銀行に對し自行勘定から交換所貸方銀行の勘定へ、もしくは交換所借方銀行の勘定から自行勘定へ、夫々その振替を請求するものであつて、貸方となつた場合の請求書には監事がこれに證印をする。

「交換尻振替請求書」には、請求銀行に對する日本銀行の「交換尻振替報告書」もこれに印刷されてゐるが、これは白紙のまゝにして置き、交換尻の振替が終つたならば日本銀行はこの報告書に夫々記入をして請求銀行へ送付するのであるが、自行勘定から貸方銀行へ振替の行はれた場合は、その報告書に監事が振替結了の證明をする。

次頁に掲げたのは「交換尻振替請求書」および「同報告書」の雛形である。

手形及び差引表の再調査

「交換差額表」並に「交換尻振替請求書」を受取つた監事はこれを點檢し、書記をしてその數字を「交換決算簿」に記入せしめ、貸借を計上するのであるが、常に一致すべき筈の貸借が一致しなければ、それは交換方の計算に間違ひがあるためであるから、監事は交換方に對して受入手形及び差引表の再調査を命ずる。

（甲號）

交換尻振替請求書

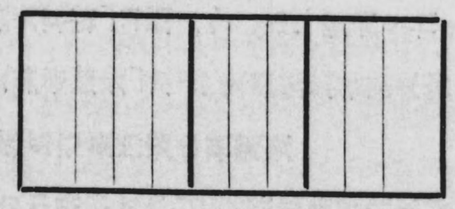

右金額當行勘定ヨリ東京手形交換所勘定貸方ヘ御振替被下度候也

昭和　年　月　日

何々銀行

日本銀行御中

（甲號）

交換尻振替報告書

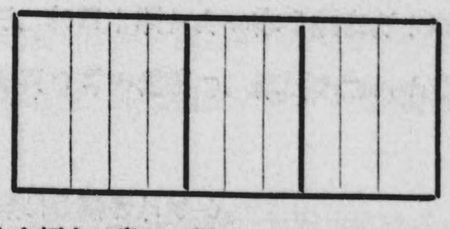

右金額本日貴行ノ勘定ヨリ東京手形交換所貸方ヘ振替候也

昭和　年　月　日

日本銀行

何々銀行御中

右振替ノ結了シタルヲ證ス

東京手形交換所主事

（乙號）

交換尻振替請求書

右金額東京手形交換所勘定ヨリ當行勘定貸方ヘ御振替被下度候也

昭和　年　月　日

何々銀行

日本銀行御中

右振替ノ確實ナルヲ證ス

東京手形交換所主事

（乙號）

交換尻振替報告書

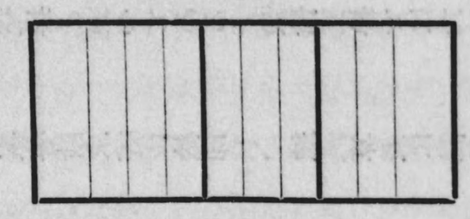

右金額本日東京手形交換所勘定ヨリ貴行勘定貸方ヘ振替候也

昭和　年　月　日

日本銀行

何々銀行御中

錯誤はあくまでその原因を明らかにして計算の正確を期せなければならぬ。もしその錯誤が交換締切時間を經過してもなほ發見されなければ、先頭の銀行から順々に立つて持出並に受入金額の讀合せをする。併し餘り時間が延長しても困るから、どうしても錯誤の原因が判らないときは、その金額を委員が一時立替、當日の交換を終はるといふ便法もある。

交換總決算

かくして監事が計算の正確なることを認めたときは、最後に「交換總決算表」を作製する。この總決算表は計算器を使用して印刷しながら、自動的に合計を算出することが出來る仕掛になつてゐる。

そこで監事は交換終了の旨をベルにて報じ、全部の振替請求書に檢印し、總決算表に記名調印の上日本銀行に提出する。

午後に豫備交換を行ふところでは、以上の交換を本交換と云つてゐる。豫備交換ではたゞ手形の交換をなすだけで、「交換差額表」などは作らない。從つて交換尻の振替請求といふこともない。

交換差額の決濟

交換差額の決濟も交換手續の一部である。この決濟が終らなければ交換手續は結了したといふを得ぬ。

交換差額の決濟については、いづれの土地の交換所規約を見ても、「交換尻振替報告書」を受取るやうに規定してあるけれども、實際はこれを一括して「總決算表」と共に日本銀行に送附する。勿論、これは一つの便法であつて、各銀行がその通りに行はれてゐない。卽ち交換方が「交換尻振替請求書」を監事に提出すれば、監事はこれ個々に日本銀行へ振替を請求するとせば、請求する方も請求される方も面倒である。決濟手續を簡易ならしめるには、矢張り監事が請求書を一括して日本銀行へ送附する外ないであらう。

日本銀行が交換差額の振替決濟を行ふには、貸借各銀行から提出した「振替請求書」の外交換所監事の提出した「總決算表」によるのであつて、その決濟を終れば借方銀行の日本銀行に於ける預金はそれだけ減少し、貸方銀行の預金は反對にそれだけ增加する。けれども日本銀行から見れば一方に於て增加した預金は他方に於て減少してゐるから、日本銀行の資產勘定には何んの變化も來さない。

然るに借方銀行は、日本銀行に對しその振替に充てるだけの資金を持つてゐないことがある。かくの如き場合には、借方銀行は交換終了後一定の時間を限つて、その不足分を日本銀行に拂込まなければならぬ。

決算の繰戻し

資金不足の借方銀行が、一定の時間までにその不足分を日本銀行に拂込まなければ、監事は直ちにその旨を組合銀行に通知し、當日該銀行の持歸つた手形を引上げ、交換上貸借關係のある銀行全部を招集して決算の繰戻しを行ひ、繰戻された手形小切手にすでに「渡濟」又は「交換濟」等の印あるものは、監事が一々これに附箋又は附記をなし、支拂未濟の旨を證明する。

不足金が該借方銀行の擔保品の價格以内なるときは、委員はこれを處分して不足額に充て、當日の交換を結了せしめることが出來るのである。

第五章　持歸手形の處理

第一節　持歸手形の仕譯

交換濟印

支拂銀行の交換方が、交換によつて受入れた手形は、その點檢を終つて後、裏面に漏れなく「交換濟印」を押捺しなければならぬ。

受入手形の第一次仕譯

かくして手形に「交換濟印」の押捺を終つたならば、これを左の標準に從つて仕譯るのである。

一、當座取引小切手
二、送金小切手
三、爲替手形
四、約束手形
五、支店手形
六、其他

この仕譯は「交換手形内譯帳」の分類によるもので、仕譯された手形はそれぞれ一纏めにし、各種類毎にその枚數金額を算出する。算出された手形の枚數金額は「内譯帳」の所定欄に記入せねばならぬが、この場合たゞ枚數だけを計算記入し、金額は自行に持歸つてから計算してもよい。

「交換手形内譯帳」に記入された持歸手形の合計が、「交換差額表」借方欄の合計と符合したならば、各種類毎に帶封を施し、混合しないやうにして自行に持歸るのである。

受入手形の第二次仕譯

交換方が交換所から自行に歸れば、當日の受入手形に交換關係の帳簿及び諸表を添えてこれを手形係に交付する。そこで手形係は、受取つた手形を更らに左の標準によつて分類しなければならぬ。

一、自店手形の各課別
二、市内支店手形の支店別
三、代理交換手形の依賴銀行別
四、當所にて代拂をした他所小切手の銀行別

自店各課に於ける手形の點檢

自店手形の回付を受けた各課各店では、またそれ等の手形を一々點檢するが、この場合に於ける注意事項を示せば左の如くである。

一、當座勘定の資金は不足してゐないか
二、支拂送金小切手の案内があるか
三、小切手類の署名印鑑は符合するか
四、振出人は銀行に取引があるか
五、僞造變造の手形ではないか
六、事故屆をした手形ではないか
七、領收書金額に相違はないか
八、配當證の名義、株數、印鑑、金額、株式の新舊種類に相違はないか
九、利札の番號は原簿と符合するか

もし以上の條件を備へないものがあれば、直ちに電話を以てその旨を持出銀行に通知して、不

渡の手續を取る。形式不完全、印鑑相違、筆蹟相違などの事由によつて、手形が不渡となる場合は決して少くない。

出金傳票の作成

各課に配布された手形は、一々これを點檢した上で廢棄し、その課で作成した出金傳票を出納課に回付する。市内支店支拂のものは、「持歸手形内譯帳」によつて出納課がこれに對して出金傳票を作成しなければならぬ。そして當日の差引交換尻が貸方になつたときは預け金勘定の出金傳票を、借方なるときは預け金勘定の入金傳票を作成し、持歸手形に關する傳票が全部出納課に集まつたならば、手形内譯帳の總計と對照し、相違のないことを確めてた上で傳票と内譯帳とは出納主任まで提出されるのである。

市内支店手形、代理交換手形

なほ、交換所から持歸つた市内支店手形、代理交換手形の取扱ひについて述べると、これ等の手形は一應その親銀行を經由して受取ることになつてゐる。市内支店手形についてはその合計額を算出し、出金傳票を作つた上で、爲替勘定書と共に手形を當該支店に送付する。また、代理交換においては大抵その親銀行に依賴銀行の當座勘定があるからこれから持歸の全額を落し、手形だけを依賴銀行に送付する。

かくの如く市内支店手形や、代理交換手形は、悉くその親銀行に持ち歸るのが普通であるが、しかし時間を節約する意味で、交換所からそれぞれ各店に直接持つて行く場合もないではない。この場合には受入交換方は歸店して後直ちに右金額を當座もしくは爲替の各關係係に通知し、關係課に於てその出金傳票だけ作成すればよい。

第二節　持歸手形の事故

支拂の拒絶

手形交換によつて呈示された手形は、必らずその支拂ひに應じなければならないが、併し場合によつては支拂を拒絶することがある。然らば銀行は如何なる場合に於てその支拂ひを拒絶するか。

一、支拂の資金を缺く場合

二、支拂の形式を具備しない場合

三、本人の申出による場合

などは支拂拒絶の重なる場合であるが、その中でも第一の場合が特に多い。卽ち「預金不足」や「取引無之」は不渡理由の大部分を占め、大抵の不渡はこの二つの何れかに屬するといふも決して過言ではない。

支拂資金の不足

銀行が支拂を拒絶する理由の大部分は支拂資金(卽ち預金)の不足である。小切手の宛先は銀行であつて、振出人はその銀行に當座預金を有する人に限るが、特別の契約によつて當座貸越を許された場合は、たとへ資金に不足を告ぐるも一定の限定に於て小切手を振出すことが出來る。然るに貸越契約なくして、實際の支拂資金以上に振出された小切手は支拂の實質を有しないものであるから、銀行はかくの如き小切手の呈示を受けても、その支拂ひに應ずることは出來ない。この種の小切手は一時の融通のために振出されるものである。これに次の如き二つの場合がある。

一、支拂に窮したものが支拂請求者を受取人とし所要の金額に對する小切手を振出す場合

二、かくの如き小切手を振出して別の銀行に預入れ、かくして支拂に充つる場合

第一の場合は、支拂請求者が直接振出人の取引銀行に至り、その小切手を呈示して支拂を求めたならば奸策は忽ち曝露する。けれどもその小切手が支拂請求者によつて取引銀行に預入れられたときは、少くとも翌日の交換開始までその所爲は露見せずに濟み、無利息にて一日間大金を使用することが出來る。

また第二の場合に於ても、同じやうに交換時間までにその宛先銀行に對して額面金額の預金をなせば、自己の缺陷は巧みに彌縫されるのであるから、振出人に於て必要な金額の才覺さへ出來るなら、敢て害を他に及ぼすことはないが、併しこれは往々にして濫發の弊に陷り易く、その結果つひには不渡の事態をも惹き起す惧れがある。

解約者の振出小切手

解約されたものが、一時の融通のために使用殘餘の小切手帳を利用して、その振出した小切手の不渡となることがある。この危險を未然に防ぐには使用殘餘の小切手帳を速かに回收するがよく、萬一これを返却しないものがある場合は、當該銀行は交換所を介してその旨を組合銀行に通

知し、かくの如き小切手受入れの危險を防いで貰はなければならぬ。ところが實際は自行の取引先から不渡を出すの不面目を避くるために、まづ解約手續をなし、然る後交換所へ不渡の屆出をする場合がある。これでは解約による不渡ではなくして不渡による解約である。主客の顚倒これより甚だしきはない。平素は取引先の選擇を怠り、不渡の出づるに及んで俄かに狼狽し、解約によつて表面を糊塗するが如きは、信用を重んずる銀行の所爲としては甚だしき醜態である。

融通手形

手形を振出すべき正當の理由なきに、一時の融通の爲めに使用せられる所謂融通手形の如きも常に不渡の危險を伴ひ易い。この種の手形の多くは振出人が支拂人の同意を得て振出され、その割引によつて焦眉の急を凌ぎ、支拂人に對しては滿期日に先ち手形金額を送つて支拂の責を果さんとするものであるが、世事蹉跌たり易くして滿期日が近づいても必要な資金の調達が出來なければ、割引した銀行は勿論その支拂人もまた甚だしき不利を蒙らなければならぬ。

尤もかくの如き場合に、第二の融通手形を振出して第一の手形を支拂ひ、更らに第二の手形の滿期日に至ればまた第三の融通手形によつて資金の調達を圖り、その間、前記支拂人も同じにその振出人に對して融通手形を發行し、以て機會の均等を得んとするが如きは、世上屢々目擊するところの事實ではあるが、かくして濫發につぐ濫發を以てする結果は、つひに救ふべからざる弊害を招くに至ること火を睹るよりも明らかである。

元來、手形は一定期間に設けた貸借の證書であるから、たとへ正當の原因によつて作成されたものにても、滿期日に至つて支拂人が事業に失敗し、もしくはその資力の減退を來すが如きことあらば、その支拂義務を履行する能はずして、やがてその手形は不渡となる。故に手形の受渡をなすに際しては、主たる支拂人が支拂を怠つた場合、代つてその責を負ふべき人を必要とし、且つその支拂能力の如何についても十分に注意を加へなければならぬ。

虛僞の銀行支拂場所手形

銀行を支拂場所とした手形はその銀行によつて支拂はるべきものであるとするのが取引通念である。從つて支拂場所たる銀行は單なる支拂地内の一地點ではなくして、その場所に於て支拂をなすべき人であると見られてゐる。取引のない銀行を支拂場所とした手形に對しては、銀行は何ら支拂をなすべき謂はれはないやうなものゝ、支拂擔當者たる銀行と當座取引があつても支拂資

金が存在しなければ、銀行はその支拂ひに應じないのが普通であつて、銀行の支拂拒絶の理由たる「取引無之」とか「資金不足」とかいふことも要するに資金關係を示したに止まつてゐる。取引のない銀行を支拂場所にした手形は、支拂の特約がないから事實上の支拂擔當者ではないといふのは正當でない。かゝる手形に於ける支拂場所も手形面の上では立派に支拂擔當者の役目をしてゐる。たゞ取引がないために支拂擔當者としての活動が出來ないだけである。そこで銀行支拂場所手形なるものは往々にして惡用され易い。取引のないものが銀行を支拂場所とするのは、彼が銀行と當座取引があるものゝやうに受取人をして誤信せしめんがためである。

取引なき銀行を支拂場所にした手形が不渡となれば、その手形の支拂義務者を不渡處分に附することが出來る。いふまでもなくこれは善意の手形所持人をして、取引通念に從つて資金關係の存在するものと誤信せしめ、取引の圓滑を害するが如き結果に立ち至ることを恐れるからに外ならない。

以上に述べたるものは何れも支拂の實質を有しない場合に於ける支拂の拒絶である。

僞造變造手形

僞造もしくは變造された手形も勿論不渡となるべき性質のものである。これ等の手形については前に說明したから、こゝでは再び繰返へすことを避けたい。

形式不備、案內未着

手形小切手が法定の條件を具備しないとか、案內がまだ着かないとかいふ理由で支拂を拒絶することがある。これ等の場合は支拂の形式を缺いてゐる。しかし支拂の形式を缺くといふことは支拂義務者の信用には關係しないから、たとへ不渡となつても交換所へ屆出を要せぬ。

事故手形

つぎに盜難、紛失等の所謂事故手形であるが、これ等は本人から支拂停止の申出があつたとき支拂銀行は申出の事由を附して相手銀行に返還することが出來る。事故手形については尙後段に詳說してある。

第三節　不渡手形の傳票

出金傳票の作成

不渡手形に對しては、他の支拂手形と同じやうに出金傳票を作成してゐる銀行もあるし、またその手續を省略してゐる銀行もある。これを嚴格に解釋するならば、いやしくも出納課に於ける取引に對しては例外なしに傳票を作成すべきである。たとへ一時的の支拂ひであるにしても、資金の動きの全部に對する取引關係を明らかにするには、これに對しても矢張り傳票を作成しなければならぬ。

その勘定科目

然らば不渡手形に對して出金傳票を作成するとして、その勘定科目を何に求むればいゝかといふに、交換によつて受入れる小切手はその大部分を占めてゐるから、便宜上、當座勘定の出金傳票とするのも一つの方法である。併し不渡を出すのは獨り當座關係のみではない。爲替關係からも、貸付關係からも矢張り不渡は出てゐる。して見ると不渡手形のすべてに對して當座勘定の出金傳票を作るのは變なものである。

假拂金勘定

元來、不渡手形なるものは、自行で支拂はないでいゝ手形を一時假りに支拂つた形の手形である。これは純然たる假拂金であつて、本格的に業務關係にもとづく支拂とは全然その性質を異にしてゐる。だから不渡手形に對して出金傳票を作るとすれば、それは假拂金勘定に於てするのが最も理窟に合つた取扱ひである。不渡手形のために假拂金勘定が矢鱈にふくらむのは、銀行の信用上面白くないが、併し不渡手形は實際にそれほど多くはなく、假りに多く出たとしても、その期間の取扱高として膨らむだけであつて、貸借對照表に現はれるやうなことはないから、これは寧ろ正直に事實のまゝ傳票を切り、事實のまゝに報告すべきである。

市内支店に於ける不渡手形は、親銀行を經て返還することになつてゐるが、事實は支店銀行から、直接返還する場合が多い。支店銀行で自らこれを處理するとせば、はじめはこれに對して、假拂金の出金傳票を作成し、現金が入つたときに假拂金の入金傳票を作成すればいゝ譯で、親銀行との間には別に爲替勘定は起きないのである。

第六章　不渡手形

第一節　不渡發生の原因

手形の不渡とは何か

手形の不渡とは支拂の義務ある銀行が相手方銀行に對して無條件にてその支拂を拒絶することである。普通に不渡は次の場合に發生する。

一、取引なきもの、支拂手形の呈示せられたとき

二、資金が不足して支拂に應ずることの出來ないとき

このうち前者については問題はない。交換によつて呈示を受けたとき事實上直ちに不渡が確定する。銀行によつては交換室に於ても取引なき分を控除し、これに附箋をつけて返却する場合さへある。

資金の不足

問題になるのは後者の問題である。取引があつてもその振出した手形小切手が不渡になるのは多く資金が不足に原因してゐる。併し資金不足と一概に云つても、何故に資金が不足したかの原

因にいろいろある。

一、全然資金が不足してこれを補塡することの出來ない場合

交換を以て呈示された手形の全部が、そのまゝ無難に當座から落されるほど個々の取引先の當座殘高に餘裕がある銀行は、そんなに澤山はない。小切手を振出したときには殘高は不足を告げてゐたが、當日の入金を待つて支拂はれるといふやうな手一杯の取引をするものが隨分ある。勿論、中には採算の上から、殊更ら當座尻に餘裕を持たせることを惜むものがあつて、割引くことの出來る手形を所持してゐても、振出した手形小切手が實際に呈示されて支拂資金に不足を告げるのを待つて、はじめてこれを割引してその不足分を埋めるのを常とする。從つてかゝる種類の取引先ならば、少しぐらゐ資金が不足してゐても心配はなく、念のため不足分を通知するだけで足りる。

ところが同じ資金の不足でも、實際に手許が詰つてゐるやうな商人には、資金そのものに餘裕のない場合が多い。前者は資金に餘裕があつても態と當座殘高を減らしてゐるのであるが、この場合に於ては全く資金に餘裕がない。自分の振出した小切手が交換に呈示されると前後して、工面をして拵らへた金で入金して殘高の穴埋をするに過ぎぬ。極端にいへば小切手が交換に廻つた日の正午もしくは午後一時頃までに入金すればいゝと考へて、自分の手許を手一杯に利用してゐる。それでも規定の時間までに入金が出來れば不渡は免れる。しかし支拂人がいかに努力するも思ふやうに金の調達が出來ないために、規定の時間までに間に合はなければどうなるか。その場合には諦めて不渡の運命を待つ外ない。かくの如く自分の資金を手一杯に使つてゐるものに、小切手の振出しを許すといふことが既に危險である。

支拂人に不足金の調達が出來ないために不渡となる場合は非常に多い。けれども銀行としては自行の信用を維持したいから、出來るだけ不渡返還の手續を取ることを避け、取引先に對して入金を催促する。全く入金の見込みがなければ已むを得ないが、さういふ場合を除けば規定の時間一杯は返還を猶豫し、取引先からの入金を待つことにしてゐる。取引先に對してはこれは非常に親切な遣り方である。

二、受取分の小切手が不渡となつて資金の不足した場合

交換に呈示された手形は、その前日入金の小切手をその支拂資金に充てゝゐたところ受取分の

小切手が不渡となつたゝめに資金の不足する場合もある。受取分の小切手が同じ日に呈示されて完全に渡つたなら、これで支拂資金は確實に出來るが、何分にも支拂と受取が同日に行はれるので、受取分の決算がつかなければこれが爲めに支拂分の資金は不足し、別にその不足金を補塡しない限り支拂が出來なくなる。

これに似てゐるのは、取引銀行を異にする甲乙二人の間に小切手が授受され、その一つが不渡となつて返還されたゝめ、相手方の分もまた不渡となる場合である。かくの如き事例は一般的に見て、全然無關係な兩行取引者の間に偶然に發生するものではない。多くは俄かに資金の必要を生じ、甲乙間に小切手の書合が行はれて、これを各取引銀行に入金したことから起つて來るのである。銀行としては甲乙間で小切手の交換をしたことを固より知る事がない。また、かゝる目的を以て交換された小切手が、必ずしも不渡となるとは限らぬ。けれども甲の小切手と、乙の小切手とが同時に呈示され、甲の小切手の振宛銀行ではこれを交換から持歸つたが、甲からの入金がないため三時直前に不渡として返還したとする。ところがこれと同時に一方では乙の小切手の呈示を受けて、その手形を持ち歸つた他の銀行が矢張り乙の入金を待つてゐたが、乙は入金をしない。つひに不渡の返還時間が過ぎた。甲の取引銀行がもう少し早く甲の小切手を返還したなら、何んとでも出來たのであるが、その返還は三時直前であつたから最早やどうすることも出來ぬ。捨てゝ置けば乙の取引銀行は乙の不足金に對してその貸越を認めなければならぬ。

不渡返還時間の制限猶豫

そこで一部の交換所では、かくの如き場合は往々にして起り得るものであるとして、返還時間切迫の際に至り、不渡手形の返還をなした銀行はその返還を受けた銀行に對し、これに起因して不渡となるべき手形の返還せらるゝも時間經過の故を以て拒むことが出來ないといふ規定を設けた。この規定は不渡時間の制限によつて、銀行に危險を及ぼす場合を救はんとする趣旨に基くものである。

第二節　不渡手形の返還

返還の方法

支拂に應ずることの出來ない手形小切手はこれをその持出銀行に返還しなければならぬ。不渡

手形を返還するには二つの方法がある。

一、交換所を經由する間接返還

二、持出銀行への直接返還

英米の不渡返還

英米に於ては不渡手形はすべて交換所を經由して間接返還が行はれてゐるが、わが國に於ては交換所を經由せずして、直接その持出銀行にこれを返還する習慣である。手形を箇々に取立てる不便を避けるために、これを一定の場所に持ち寄つて交換といふことが行はれてゐる點からすれば、手形の返還も交換所で行ふ筈のものである。英米の返還制度によるときは、持出銀行各個に手形を返還して廻はる手數が省けて、銀行はどれだけ助かるか知れない。その代り各行の交換方は今よりも幾らかは忙しくなる。

手形の返還場所

不渡となつた手形の返還場所は、勿論その手形の持出銀行であることを要するが、こゝでいふ持出銀行の意味は、手形持出の場合に於ける持出銀行の意味と必らずしも同じではない。手形持出の場合には、市内支店及び代理交換店の手形を全部その親銀行に集め、親銀行からこれを交換に持出すのであつて、かくの如きは云ふまでもなく手形持出の便宜に從ふ手續であるが、返還される手形は數量も少いし、また返還を急ぐ必要からも、實際の持出先たる市内支店、代理交換店へ直接返還して差支ないことになつてゐる。また返還するにも親銀行經由の必要がない。表面上は市内支店からの返還は親銀行を經由する規定であつても、實際は支店から直接返還する。

手形の返還時刻

不渡手形を返還する時刻には自ら一定の制限がある。この制限は絶對的のものであつて、如何なる事由があつても、この時刻後には返還することが出來ない。

この返還時刻の制限に關する規定を見れば、大抵の交換所に於ける制限は單一的でなくして、事務の繁忙を考慮し、便宜本位にこれを定めてゐる。その間多少の相違があるのは各地の地方的事情を斟酌した結果であるが、全體から見れば著しく便宜本位に傾き、決してこれを一定不變のものとはせぬ。近頃のやうに五日勘定が次第に多くなり、甚だしきに至つては月末よりも五日の方が交換枚數が多數に上ることさへあるのを見れば、この制限も事務の繁閑に從ひ伸縮自在なら

しむるのが當を得てゐる。そこでこれには單一的な規定と然らざる規定とがある。前者は當日午後三時までとか、午後四時までとかの制限をすべての場合に適用し、一年中同一の制限によらしめるが、後者は平常日の制限の外に、特別の場合に於ける制限をも設けて時限の延長を認めてゐる。例へば月初二日間及び月末に於てその時限を延長し、更らに別の場合に於ても必要に應じてこれが延長を認めるが如きである。

今日では單一的な制限規定は殆んど行はれてゐないが、唯だ一つの例外として、すべての交けれども制限規定そのものについていへば、その時その時の制限は絶對に動かすことの出來ないものであつて、組合銀行は飽くまでこの規定を守らなければならぬ。不渡返還時刻の制限は絶對的である。その制限から少しでも遲れては返還が出來ない。

返還時刻制限の例外

不渡手形の返還時刻はかくの如く絶對的のものであるが、唯だ一つの例外として、すべての交換規約に於て認めてゐる特別の場合がある。

それは不渡手形の返還時間が切迫してから手形の返還を受けた場合に、その手形の不渡となつたことによつて不渡となるべき手形の返還についてゞある。この問題は不渡發生の原因に關聯して、本章第一節のうちでもすでに述べたところであるが、これは返還時刻の制限を緩和するために起つた問題であつて、交換規約の上から見ても頗る重要な規定となつてゐる。

交換經由で手形が他から呈示されたとき、その口座に振込まれて同日の交換に持出してある手形が渡れば、その呈示された手形もまた支拂ふことが出來るが、萬一、持出手形が不渡となれば他から呈示された手形もまた不渡として返還されるであらう。この場合に持出した手形が不渡返還時刻切迫して返還されたなら、他からの呈示によつて持ち歸つた手形は、返還時刻の制限があるばかりにこれを返還することが出來ない。けれどもかゝる場合に限つて、不渡時刻が經過してからでも返還していゝことになつてゐる。

これは强ゐて手形を不渡にするための規定ではない。この規定あるがために多くの不渡手形を不渡とせずに濟むから、むしろ銀行の取引先を救ふ規定である。

交換經由で手形が呈示されたとき、出來るだけその手形を不渡にしないで渡るやうにつとめるのは、取引先の立場を考へる銀行としては當然のことであるが、若し同一取引先の入金手形が同

日の交換に持出して、これを支拂資金に充てるといふやうな場合ならば、その手形さへ渡れば支拂が出來るのであるから、呈示を受けた手形を返還しないで入金手形の渡るのを待つであらう。けれども入金手形が不渡として返還される場合には、呈示された手形は最早やその資金に充てるものがないことになり、否應なしにこれも返還しなければならぬ。たゞ困まるのは入金手形の返還が時間切迫したときに返還される場合で、これが爲めに時すでに遲れて當方からの返還が出來ぬ。而かもかくの如き場合が常にあり得るとせば、一方の入金手形の渡るのを待つ意味で、呈示された手形をいつまでも銀行の手許に止めて置くことは隨分危險である。

そこで不渡の返還時刻の制限が絶對なものである限り、たとへ資金となるべき入金手形を同日交換に持出してゐても、それが渡るのを待たずに情勢次第で呈示を受けた手形の返還を餘儀なくされることになる。その結果としては、入金手形が渡れば同じに渡る筈の手形がすべて不渡となり、勢ひ不渡手形は頻發する。かくの如きことは取引者に取つて迷惑であるばかりでなく、金融界全體から見ても感心出來ぬ。

ところが實際にはこの交換規約があるお蔭で時間切迫して持出手形が返還されても、返還した銀行に對しては時間が過ぎても返還が出來るから、安心してその銀行に支拂ふ分だけは止めて置いて差支ない。資金に充てる筈の入金手形が不渡として返還されてしまへば、いつまで受手形を止めて置いたところで、支拂のつく筈はないが、併し、入金手形の渡るか渡らないかを確かめずに不渡にしてしまふよりは、不渡を出す機會が少い。

商賣によつては特定の日に多額の小切手の受渡をなし、それが交換手形となつて銀行間に交錯してゐるから、入金小切手が果して渡るか渡らないかを確かめずに、呈示された小切手を不渡として返還してしまつては、當然渡る筈の小切手まで不渡になる。けれども返還時刻の制限に拘束されないで、呈示された小切手を止めて置くことが出來れば、これによつて不渡になるものまでが不渡にならずに濟む。しかし規定の上では時刻經過後の返還が出來ることになつてゐても、この規定は實際に餘り利用されない。これを利用する場合が少いといふことは、この規定あるがために却つてこの規定を利用しなければならないやうな事態の發生を防いでゐる意味に解することが出來るのである。

不渡事由の附箋

手形交換所組合銀行は、交換經由の手形不渡の場合は交換規則により不渡事由を記載した附箋を附しなければならぬ。不渡の附箋は支拂呈示の事實に對する一つの證據資料であると共に、また支拂拒絶の事由の表示をなすものであるが、實際問題として呈示の有無について爭ひの起つた場合、その渦中に引入れられるが如きは銀行として迷惑なことであるから、何人に强制されなくとも、進んで豫めこれを附するに如くはない。そして附箋を附したときは、それが有效に支拂呈示をなしたことの證明にもなる。

附箋に記載すべき不渡事由その他の文句については、附箋の性質上全く銀行の自由であるけれども、交換手形に關しては交換規約その他の決議に從はなければならぬ。今これを多くの事例に徴せば、不渡の事由には——

一、信用に關するもの

二、信用に關せざるもの

の二つに大別することが出來るが、信用に關せざるもの〻外は皆信用に關するものであつて、信用に關せざるものは交換所への不渡屆を要せぬ。而して信用に關せざるものとしては——

一、盜難

二、詐僞

三、紛失

四、筆蹟相違

五、印鑑相違

などの不渡事由を擧げることが出來るけれども、信用に關せざる事由は以上の五つに限定されてをらぬ。しかし或る事由が信用に關しないものかどうかについては疑問の餘地がある。

本來ならば資金不足のために不渡となすべき手形に對して「呈示期間經過後」とか「別途支拂濟」とか、或は手形が支拂銀行に廻つてから後に「詐取せられ候旨本人の申出により云々」などゝ、一見すればいかにも尤もらしい附箋が附せられてゐることがある。

これ等の事由による不渡の場合に、實際の不渡者が不渡處分にならないところから見れば、持出銀行の屆出過怠といふことも考へられないではないが、むしろ信用に關せざるものとして不問に附せられてゐるのではあるまいか。不渡銀行としては成るべく自行から不渡者を出したくない

から、かゝる不渡事由を記載する氣持はよく判かるが、それがために不德義な支拂人を殊更ら擁護する結果を招くやうでは、決して取引の安全は期せられない。

呈示期間經過後

著しく期日を經過して手形が呈示されるには、そこに何等か特別の事情が伏在するに違ひないが、それは兎も角として、銀行がこれを不渡事由とするに當つては勿論その取引先との諒解の上のことであらう。果して然りとせば自ら絶對的支拂義務を有するに拘らず、たゞ一定の期間内に呈示を受けなかつたから支拂はぬといふのは明らかに惡意を藏するものであつて、實際には資金不足の如き事情にあるものが、これによつて表面的にその事實が糊塗されてゐるに過ぎない。手形交換所はかくの如き不渡に對して如何なる判斷裁量を下すであらうか。形式不備の手形として取引停止處分に附せざるも可なりとするか、將たまた附箋の理由を認めず不渡手形として處分を受くべきやについては、或は人によつてその判斷を異にするかも知れないが、理論上は不渡處分を免れることは出來ないのである。

銀行が手形を不渡として返還するに當つては、一應その取引先に照會して、返還理由について

も諒解の上でなすべきは當然の處置である。如何なる理由にもせよ、銀行の一存を以て不渡返還をなすが如きは銀行の執るべき態度とはいへない。だがそれだけにまた取引先を殊更ら庇護する弊も生じ易い。信用には關係がないとされてゐる詐欺、盜難等にしても、取引先の申出をそのまゝ受入れる結果、本來ならば信用を毀損するものとして不渡處分を受くべき筈のものが、かくの如き申出の事由のために巧みにその處分を免れてゐる場合も決して少くはなからう。

銀行支拂場所手形が不渡となつた場合は、その不渡事由と併せて必らず記載する「本人の來行無之」或は「支拂の爲め本人の來行無之」の文句は、銀行としては必要不可缺のものではなくして拒絶證書作成者の便宜のために過ぎぬ。支拂場所は理論的には單なる場所であるけれども、金錢の支拂事務を掌る銀行は本人の委託を受け、それがためには本人の代理者としての立場にある。從つて銀行が支拂に應じない場合があれば、本人の出頭がないからではなくして、その手形が支拂ふべき性質のものでないからである。當然支拂ふべき手形ならば本人の出頭がなくとも銀行はその支拂ひをする。銀行に取つて本人出頭の有無は問題ではない。故に不渡の附箋は、かゝる文句の後をうけて銀行自らが「何々の理由により支拂に難應候」と記載調印してゐる。銀行取引の通

念からいへば、支拂場所たる銀行は事實上に支拂擔當者である。手形の支拂は本人が支拂場所に出頭してなすものと見るのは著しく取引の實際に反する。手形にくらべると小切手の不渡事由は簡單である。特殊の場合を除けば「預金不足」又は「預金無之」の事由で解決がつく。

代り金、假預り證

持出銀行が不渡手形の返還を受けたときは、これと引替に代り金又は假預り證を相手銀行に交付しなければならぬ。勿論、この規定は交換所によつて同じではなく、單にこれを代り金のみに限る交換所もあれば、また營業時間中は相手銀行の選擇に任せ、營業時間後は專ら假預り證のみを交付することにしてゐる交換所もある。

假預り證を交付する場合は、不渡金額に相當する假受取勘定の入金傳票を作成し、翌日の交換に呈示を受けて決濟された後、假受金勘定の出金傳票を作成して處理するのが普通である。

不渡手形の返還を受けて、その代り金又は假預り證を交付しない銀行があれば、受方銀行は直ちにこれを交換所に屆出でなければならぬ。委員は事實を審査し、必要と認むるときは擔保品を處分してその辨償に充てる。また、その銀行は組合銀行から除名される。代り金の支拂又は預り證の交付を理由なく遲延したる銀行に對して過怠金を徵する交換所もあり、次の如き場合に於ても持出銀行はこれを交換所に通知し、同じやうに擔保品を處分して辨償せしめることが出來る。

一、支拂銀行が臨時休業をなし、これがため持出銀行が預り證を次回の交換に持出すことが出來ない場合

二、交換決算の繰戻しが行はれた爲め預り證の返還された場合

第三節　不渡の屆出

不渡屆

不渡手形の返還を受けた時は、翌日の交換時間までにその旨を交換所に屆出なければならぬ。これを不渡屆といつてゐる。不渡屆には一定の書式があるが、各地の書式は大同小異である。これに記載することを要する事項を擧ぐれば次の如し。

一、振出人（爲替手形は支拂人）

二、その住所

三、その職業

四、手形種類

五、金額

六、支拂拒絶の理由

七、關係銀行名

この屆出によつて不渡處分は行はれるのであるが、後に述べるが如く不渡處分には峻嚴と寬大の二つの傾向があり、峻嚴傾向を帶びた交換所(例へば名古屋、京都)にては事實この不渡は直ちに不渡處分となつて制裁を加へられ、寬大傾向の交換所(例へば東京)にては屆出によつて加減され、更らに除外例の適用をも受けて制裁を免れることが出來る。その中間を行くもの(例へば大阪)は屆出を適宜考慮することによつて加減せられるが、一旦屆出られた限りは、矢張り處分を受くることゝなる。

屆出の勵行

不渡の屆出は交換所によつてこれを勵行するところがあり、必らずしもこれを勵行しないところがあつて、寬嚴の別が著しい。屆出を勵行する交換所では屆出を怠つた銀行に對しては過怠金を徵することゝし、銀行としての信用上勵行せざるを得ない仕組みにしてある。屆出を怠つた銀行に對する罰則を設けない交換所では、屆出は恐らく勵行されてゐないであらう。

屆出を要しない場合

手形の返還を受けても、その事由が支拂義務者の信用に關せざる場合は屆出を要しないことにしてゐる交換所がある。例へば東京の如きはそれである。信用に關せざる場合としては、盜難、詐僞、紛失、筆蹟及び印鑑の相違などを擧げることが出來る。これ等は屆出の除外例である。併し、實際問題としては、果して相違なく盜難又は紛失したものかどうかは疑問であつて、場合によつては、銀行が殊更ら取引先を庇護する意味で、かくの如き事由のもとに返還をなすことがあるかも知れない。これも寬大傾向の一つである。

また、取引停止の原因となつた手形の不渡が、手形の僞造變造に基く場合に於ては、關係銀行の請求によつてその取引停止處分を取消す規定があるけれども、手形の僞造變造を以て信用に關せざるものと認むるならば、この規定を適用する場合は殆んどない。

これ等は何れも實際の不渡が表面化されずに、その關係銀行によつて葬られる場合である。交換規約に罰則を設けなければ屆出の强制は出來ないし、また、規則の上に於ても明らかにその除外例を認めてゐるから、屆出る不渡は實際の不渡の一部分に過ぎぬ。

そこで如何なる程度まで除外例を認めるかゞ問題になる。不渡に對して峻嚴方針を執るところでは印鑑相違による不渡もなほ屆出を要することにしてゐる。かくの如き方針のもとに於ては、大抵の不渡は交換所に屆出なければならない。況してやこれに罰則を伴ふに於てをやである。

双方屆出と一方屆出

不渡に對するかくの如き寛嚴の二傾向によつて、屆出の方法にも自ら相違を生じて來る。卽ち現在行はれてゐる不渡屆には二つの方法がある。

一、持出銀行よりの屆出で足りるもの

二、關係銀行双方よりの屆出を要するもの

前者は一方屆出主義によるものであり、後者は双方屆出主義によるものである。一方からの屆出で足りるならばその手續が簡單であつて、屆出はよく勵行されるであらうし、關係銀行双方からの屆出を要する場合は、前者にくらべてその手續に面倒なところがある。しかし實際には双方からの屆出を要する場合の方が屆出が勵行されてゐる。

持出銀行は手形の返還を受くる銀行であり、支拂銀行は手形を返還する銀行である。兩者は常にその立場を異にする。卽ち支拂銀行は自行の取引先を庇護して成るべく入金の便宜を圖らうとするから、多くの場合持出銀行に交涉して不渡の屆出を抑止すべく努めるであらう。一方屆出の行はれてゐるところで、不渡の屆出が實際の不渡に伴はないのはこれが爲めである。

然らば双方からの屆出を要する場合はどうか。

この場合に於ても支拂銀行の立場に變りはない。自行の取引先を庇護してその入金を待つ意味で、持出銀行から屆出をしても、自行からは容易に屆出をせぬ。場合によつては持出銀行が一旦出した不渡屆の撤回をさへ希望するであらう。しかし持出銀行がその交涉に應ぜず、不渡屆を出したまゝにして置いても、双方屆出主義のところでは一方だけの屆出だけで不渡の手續を進めることが出來ぬ。だから持出銀行の屆出だけで、支拂銀行からの屆出がなければ、折角屆出をしたのが何んの役にも立たない譯である。そこでこの屆出を勵行するため、双方屆出主義のところで

は特に罰則を設け、屆出を怠つた銀行に對しては過怠金を徴することゝし、この罰則あることによつて、如何なる場合に於ても屆出を怠ることが出來ないやうにこれを强制しつゝある。

從つて双方屆出の方法は、一方屆出の場合にくらべたならば、一見してその手續が面倒のやうに思はれるが、實際には一方屆出の場合よりもその屆出は却つて勵行されてゐる。屆出を怠つた銀行に對する罰則が、双方屆出を主義とする交換規約にのみ見られるのも大にその理由がある。

第四節　不渡處分

處分の目的

不渡處分の制裁は、銀行關係者間の私事のやうに考へられ易い傾向があるが、決してさうではない。それは商人にとつて甚大なる打擊であつて、不信用この上もないことである。併し經濟社會の信用を擁護するためには已むを得ぬ。

信用の高度に發達せる經濟社會に於て、當然支拂はれるべきものとして取扱はれ、且つ實際に流通しつゝある手形小切手の類が偶々不渡となつたときは、その及ぼす惡影響は蓋し測り知るべからざるものがある。經濟社會の基礎をなす信用はこれがために破壞され、手形小切手の圓滑なる流通は忽ち阻止されてしまふ。

故にかくの如き手形類を最も多く取扱ふ銀行としては、單に自己の立場からだけではなく、經濟社會全體のために、不渡の發生防止にあくまで力を注がなければならぬ。手形小切手が不渡となつても、別に法律上の手續により追求して支拂を受ける方法もないではないが、結局それは最後に執るべき手段たるに止まり、早急にその解決は得られない點から見れば、その根本に遡つて不渡の發生も出來得る限り抑止するの策に出る必要がある。不渡處分の制裁が卽ちそれである。

手形類の流通は多く銀行取引に伴ふものであつて、その呈示又は支拂は常に銀行を經由して行はれてゐるから、若し不渡を爲した場合には銀行はその當事者に對して取引停止の處分を行ひ、銀行取引の健實なる發達を圖らんとするのが不渡處分の制裁であつて、今日の經濟社會に於て銀行取引を拒否されるくらゐ甚大な不利益はない。

銀行取引を拒否することは商人にとつてはその生命を斷つに等しい。併し制裁の目的は不渡者に對する懲罰ではなく、不渡そのもの、發生を防ぐにある。從つてこれに制裁を加ふるにしても

その制裁の程度は實狀に應じて寛嚴宜しきを得なければならぬ。

不當に不利益を與ふることは考へなければならぬが、去りとて餘りに寛大なるときは呑舟の魚は逃れ、徒らに小魚のみに對して制裁が加へられ、奸智に長じたる者が平然として不渡を出して、しかも寛容されるといふ不都合を生ずる。

掲示、警告

不渡の屆出があつたときは交換所は直ちにこれを交換室に掲示する。しかしこの掲示は組合銀行に對する警告であつて、不渡處分のための一つの手續ではあるが、まだ不渡者に對する制裁は決定しない。

組合銀行としては、何人の手形が如何なる銀行との關係に於て、不渡となつたかを一刻も速かに知りたいのである。不渡を出しても直ちに制裁を加へられることはないが、不渡そのものが不信行爲である限りは、銀行は一般にこれに對して警戒を加へる必要があり、また、自行の取引先の中に不渡者と取引上密接な關係を有するものがある場合は、これに對して一層の關心が拂はれなければならぬ。

しかし乍ら不渡の掲示は、不渡者自身にとつても一大事であつて、これをその儘に放つておけば制裁を加へられるかも知れない。二行三行と取引關係を有する商人が、愈よ制裁を加へられる場合は、たゞ一行との不渡關係によつて全部から取引を拒否されるから、これを恐れて關係銀行への入金を急ぐことになる。勿論、その入金はすぐといふ譯にも行くまいが、適當な猶豫期間さへあれば入金をして制裁を免れることは、人によつて必らずしも不可能ではない。

不渡を出したからと云つてその全部を不信行爲と見做すことは出來ぬ。本來ならば不渡を出す筈はないのであるが、特別な事情のために餘儀なく不渡を出した場合の如きは、その情狀を大に酌量する必要がある。然るに不渡の屆出と同時に取引停止處分を加へるとせば、不渡にならないで濟むものまでが不渡となるから、その取扱ひが餘りに苛酷に失する。そこで最初はまづ不渡の掲示だけにとゞめ、その後の模樣を見た上で最後の手段を執るも決して遲くはない。

處分の猶豫

助かるものならば何處までも助けたいといふ精神から、不渡の屆出があつても直ちに不渡者に對して制裁を加へないといふことは當然の處置である。

例へば東京手形交換所の規則によれば、不渡の翌々日午後三時までに届出銀行から取消の通知なきときは取引停止の處分をすることになつてゐる。これと同じ規定は何處の交換所規則にもある。從つて不渡を出してもその翌々日の一定の時間まではまだ制裁は加へられない。不渡者からいへばこれは制裁の猶豫期間になる。その間に金の調達が出來て支拂銀行に入金するならば、不渡者は制裁を加へられないばかりでなく、不渡そのものが取消されてしまふ。

過失のために不渡を出した者を救ふためには是非ともこの規定が必要である。銀行としても自行の取引者を見殺しにするに忍びないから、かゝる規定があればこれによつてその取引者を救ふべく努めもしやう。

なほ、組合銀行が手形又は小切手の事故届をなしたる後、その手形又は小切手が同事故の理由を以て不渡となつたときは、その支拂人もしくは振出人が不渡となつた手形又は小切手に相當する現金を支拂銀行に提供し、支拂銀行がこれを適當と認めて、その現金を交換所に提供するならば取引拒絶の處分は猶豫される。これは大阪の規定である。前記の場合に於ける猶豫は數日の猶豫に過ぎないが、この場合に於ける猶豫には期限がない。

即時處分

だが、信用に關する事由のために不渡になつたものまでも、かくの如き規定を適用して救ふには及ばない。彼等の不渡は明らかに不信行爲を以て目せらるべきものである。故にこの場合に於ては警告を要せずして直ちに取引停止となる。

勿論、即時に取引停止の處分をなす場合については、交換所規約にその規定がある。東京の規定では次の如き場合がこれに該當する。

一、取引なき銀行を支拂人又は支拂場所を指定したるもの

二、一ケ年以内に二回不渡をなしたるもの

この外に、名古屋では小切手の不渡を附加してゐるが、これは小切手を現金同様のものとして特に重視するためであらう。

不渡にあらざる取引停止處分

取引停止處分の最も重要なる成立原因は手形の不渡であるが、しかしそれのみが唯一の原因ではない。不渡の外にも銀行に對する種々の不信行爲がある。これ等の不信行爲のうちで甚だしく

銀行取引を害するものに對しては、矢張り取引停止處分が加へられなければならぬ。その範圍はもとより交換所によつて多少異つてゐるが、これを綜括的に示せば左の如くである。

一、手形裏書人にして償還義務を履行しないもの

二、手形交換所を經由せざる手形の支拂を怠つたもの

三、その他銀行の取引に關し信用を毀損する行爲をなしたもの

四、取引停止處分を受けたものが更らに營業名義又は組織を變更し營業を繼續するとき

このうちで第四項は第三項に包括されるものとも考へられるが、京都及び名古屋に於ては特にこの項目を別に掲げてゐる。營業の名義變更とはその家族又は使用人の名義に變更する場合であり、組織變更とは個人營業を會社組織に改むるが如きである。けれども名義を變更したものがもし信用薄弱なるときは、當然不渡處分よつて更らにこれを排除することが出來るし、若し恙なく營業をつゞけて銀行に迷惑を掛けるやうな不信行爲をしなければ、これまで制裁を加へる必要はないであらう。一人の犯した罪のために、その一族一門が同じやうに處罰されるのは封建時代の昔にあつたことである。不渡者が制裁を免れんとして殊更ら名義の變更をなす場合を豫想しかくの如き規定を設けたのかも知れないが、それにしても再起の機會を奪ひ、徒らに絶望の淵に陷れるが如きことは努めて避けなければならぬ。

併し、この名義變更の場合だけでなく、不渡以外の原因によつて取引停止處分を行ふ規定は、如何なる場合に於ても適用された實例のあることを殆んど聞かない。して見れば事實上これは空文である。

制裁の決定

不渡處分の制裁は、普通には不渡の翌々日の一定時刻までに、屆出銀行から取消の通知なきときに行はれることになつてゐる。即ち取消通知のないといふ事實によつて不渡制裁は決定する。けれども取引なき銀行を支拂人又は支拂場所に指定して不渡をなしたもの、一ケ年以内に二回不渡（信用に關せざる不渡の意味に解すべきである）をなしたものゝ輩に對しては、不渡の屆出と同時にその制裁は決定する。不渡が小切手なるときは警告を要せずして直ちに取引停止となる規定を設くる場合に於ても、制裁は矢張り不渡の屆出によつて決定する。これ等の即時制裁はたゞ屆出のあつたことが制裁決定の要件となる。

不渡によらざる取引停止處分は、その規定に該當するものあるとき、關係銀行の申立により理事又は委員は審査委員の審議を經て處分をなすことが出來る。

すべて制裁が決定したならば交換所はその旨を組合銀行に通知する。不渡者に對して銀行がその取引を停止するのは通知を受けた日からである。

制裁の内容、その期間

不渡處分の制裁として拒絶される取引は、當座勘定および貸出の取引である。各地の規定はその文字に多少の相違はあるが、制裁の内容はすべてこれに該當する。たゞ京都の規定では當座取引だけが禁ぜられ、他の規定してゐるやうな貸出拒絶についての條項を缺くが、不渡の處分を受くるほど不信用な商人に對して、不渡處分になつてから新たに貸出をするやうなことは實際にあり得ないことであるから、取引關係を斷つといふ點から見て、もちろん貸出もこれに包含されてゐるものと解して差支ないであらう。

不渡處分の制裁は、かくの如く當座勘定取引の拒絶ばかりでなくて貸出にも及ぶが、たゞその除外例として銀行が舊債權を保全する目的で貸出をなすことは規約も認めてゐる。

制裁の範圍は當座勘定取引ならびに貸出であつて、銀行側から見てその受信業務たる特別當座や、定期等の預金取引をなすことは妨げない。預金取引の繼續は、或は將來に於て不渡者に對し信用恢復の機會を與ふることになるかも知れぬ。

不渡處分による取引停止の期間は、銀行が交換所からその通知を受けた日を起算日として三年間である。

銀行に對する過怠金

不渡の發生については銀行自身にも責任がある。殊に自行の得意先から不渡が出るのは、得意先の選擇その宜しきを得ないか、若しくは取引上にその注意を缺いた結果とも見ることが出來るから、これに對しても當然何等かの罰則を設ける必要がある。東京を除く多くの交換所規則にはいずれも皆この場合に於ける罰則を設けてゐる。これ等の罰則によつて銀行にもその責任があると認める場合は次の如くである。

一、當座取引あるものが手形又は小切手の不渡をなした場合

二、銀行の錯誤によつて手形又は小切手を不渡とした場合

尤も第一の場合に於ては、その銀行が取引解約の通知を發した日から二日以上を經過して後、不渡となつた手形又は小切手については責任を問はれはない。

不渡について銀行にも責任があると認められたときは、その不渡を出した銀行に對して過怠金を徵するのである。過怠金の程度は交換所によつて異つてゐる。東京では銀行の錯誤により手形の不渡をなし、取引停止處分を取消した場合に限つて、その銀行から過怠金は不渡そのものに對する過怠金ではなく、銀行の錯誤に對する過怠金である。從つて取消されない不渡については過怠金を徵收せぬ。取引停止處分を受けた者と取引をした銀行に對しては、どこの交換所でも過怠金を徵する。

第五節　處分の取消、解除

處分の緩和策

取引停止處分は商人にとつては甚大な打撃である。この處分を恐るゝの餘り、如何にしてこれを免れんかについて苦心するものがあるのは怪しむに足らない。

故に處分規定にもとづいて、過大なる刑罰にも等しい不利益を不渡者に與へんとするが如きことは、銀行自身としても考慮を要する問題である。徒らにその制裁が重ければ却つて實行性を缺く嫌ひがある。

要は寬嚴その宜しきを得て罰すべきは罰し、許し得べきものは許して、徒らに過大なる制裁を加へんとする弊を避くるにある。

この意味に於て、各地の制裁規定に處分の取消又は解除の手續を定めたのは、最もその當を得たものと云はねばならぬ。

僞造變造による不渡處分の取消

手形の不渡がその手形の僞造變造に基いた場合は、關係取引銀行からの申出によつて取引停止處分を取消すことがある。この取消規定は東京、大阪、京都、名古屋等にこれを設けてゐるが、これは手形の僞造變造によつてその手形が不渡となつた場合を意味するのか、それとも不渡となつた手形が僞造變造に係るものである場合をいふのかその點に多少の疑問が起らないでもない。各地規定の文言は同一でないから、文言通りに解釋するならばその結論が非常に違つて來る。僞

造變造のためにその手形が不渡になつたといふことゝ、不渡となつた手形が偶ま偽造變造であつたといふことゝは同じに見られぬ。前者に於ける手形の偽造變造は不渡の原因であり、後者に於ける手形の偽造變造は手形の形式から見たものである。本人の信用に關係がない點だけは共通し從つて一旦不渡となつても關係銀行の申出によつて取消することの出來る途を開いてゐるが、これを不渡の原因に求めるのと、手形の形式に求めるのとでは、適用すべき場合に著しい相違がある。

銀行の錯誤による處分の取消

銀行の錯誤によつて手形が不渡となつた場合もその處分を取消すことが出來る。銀行の錯誤は本人には全く關係のないことであるから、その事情が判明したなら、處分は當然取消さなければならぬ。併し、この場合においても關係銀行からの申出を必要とする。

然らば關係銀行からの申出は何時でもいゝかといふに、この點については一定の期間を設けてゐるところと、何等期間を定めてゐないところとがある。東京では處分の通知を發してから十日以内に交換所にその事情を具して取消を請求しなければならぬ。大阪の規定には期間が定めてないから、何時申出てもいゝ譯であるが、餘り時日を經過してから今更らのやうに銀行の錯誤であつたことを申出ては可笑しい。銀行の錯誤ならばすぐにでもその事情が判明する筈である。從つてその規定に申出期間が定めてなくとも、實際は東京と同じやうに處分の通知を受けてから十日以内には申出ることになるであらう。

申出期間については、前に述べた偽造變造による不渡を取消す場合もこれと同じ取扱ひをして差支ない。

以上の二つの場合に於ける處分取消の請求は、交換所委員又は審査委員の審議を經てその許否が決定される。

本人の錯誤による處分の解除

その不渡が明白なる本人の錯誤に起因したときは、組合銀行がその事情を具して取引拒絶の解除を請求することが出來る。これは大阪の規定であつて、東京にはこの規定を缺くけれども、相當の理由あるときは取引停止解除の請求が出來ることになつてゐるから、本人の錯誤もこの相當の理由の中に入いるであらう。

しかし、取引停止の解除は取消とは違つて、不渡者自身の事情にもとづくものであるだけに交換所でも愼重に取扱ひ、委員もしくは審査委員の審議を經てこれを總會の議に附し、正當の理由あるものとして四分の三以上の同意を得た場合に限つて、その取引停止處分を解除する。

信用の回復による處分解除

本人の信用が著しく回復したならば無論その處分は解除されていゝ。この場合の規定は各地にある。組合銀行からその事情を具して處分解除の請求をすれば、これを交換所では總會の議に附し前の場合と同じやうに、出席銀行四分の三以上の同意を以て處分が解除される。

取消と解除の區別

取消も解除もその結果に於て變りはないが、處分の取消は處分を加ふる必要のない事情が本人以外に存在する場合に行はれるものであり、解除は處分を加ふる必要のない事情が本人に生じた場合に行はれるものである。本人からいへば前者は他動的であり、後者は自動的である。外部の事情が働きかけて處分を免れたならば取消になるが、自身の事情にもとづいて處分から免れるのは解除の取扱ひになる。

從つてこれを請求するにもその手續が異る。取消の場合に於ける請求者は本人の關係銀行であるが、解除の請求者は各地の規定には何れも組合銀行とし、取引銀行とか關係銀行とかとこれを限定しない。明文の上からいへば解除の請求は、組合銀行中の如何なる銀行からでも任意に出來る筈である。

處分の取消は處分の通知を發してから間もなく行はれるから、從來の行懸り上、關係銀行によつて處分の取消を請求するのが筋道であり、また處分解除の方は本人の信用回復といふやうな事由に基くだけに、處分が行はれてからすでに相當時日も經過し、且つ組合銀行との取引は斷たれてゐる點から見ても、この場合解除を請求する取引銀行などのあり得る筈はない。

けれどもなほ一歩退いて考へてみるに、取引を拒絶されるのは當座勘定と貸出の取引だけであつて、銀行の側から見た受信業務に屬する取引はこれを除外して差支ないことになつてゐる。從つて取引拒絶の處分を受けたものが、これまでの取引銀行と受信業務に屬する取引をつゞけるのは有り勝ちのことで、その銀行が特別當座預金や定期預金を取扱つてゐるうちに、著しく本人の信用が回復したことを認めたならば、本人からの依賴を受けて、若しくは銀行が自發的に處分解

除の請求をなす場合が起らないとは限らない。

第七章　事故手形

第一節　事故手形に於ける事故

事故手形とは何か

事故手形とは、信用に關せざる事由のために、その支拂を拒絶せられたる手形小切手を指していふのである。しかし玆でいふところの事故の意味は甚だ漠然としてゐて、その範圍を限定するのが甚だ困難である。

信用に關せざる事由によつて不渡となる手形は、必らずしも事故手形ばかりに限らぬ。普通の不渡の場合にも、信用に關せざる事由による場合が屢々あり得る。一旦不渡となつたものが關係銀行の申出によつて取消される場合は、多くその原因が信用に關せざる事由なるがためである。從つて信用に關せざる不渡の事由は次のやうにこれを二つに大別することが出來る。

一、手形の事故による不渡事由

二、その他の信用に關せざる不渡事故

けれども實際には、この二つの限界は必らずしも分明とはいふことが出來ないのであつて、事

故手形と不渡手形とを明確に區別することは甚だ至難である。從つて事故手形は廣義に解釋した不渡手形の一種であるといふの外なく、これを强ゐて區別するも恐らく徒勞に歸するだけで、その區別は何の意味をもなさぬ。たとへ事由が何んであるにもせよ、支拂を拒絶された手形ならばそれはすべて不渡手形である。

一般の不渡手形と異る點

事故手形を以て不渡手形の一種と見ればそれまでゞあるが、實際に事故の意義を明白にし、その範圍を限定するのは容易でない。去りとて事故手形を一般の不渡手形と同じに見ることは出來ぬ。兩者の間には共通點もあるが、それよりも寧ろ相違する點の方が遙かに目立つてゐるやうである。

一般の不渡手形はその原因が主として資金關係であるから、支拂義務者によつて必要な資金さへ調達されるならば、どうしなくとも問題は自ら解決するであらう。然るに事故手形はそれ自體の瑕疵を意味し、特定的にその範圍を限定するのは容易でない。去りとて事故手形を他の不渡手形と同じに取扱ふことも出來ぬ。事故の意義は甚だ漠然としてゐるにしても、事故が存するの故を以てその手形を特別に取扱ひ、たとへ不渡となつてもこれに處分は加へない。この點からすれば事故手形は飽くまで事故手形であつて、一般の不渡手形と同じには見られぬ。然らば事故手形に限つて何故にかくの如き特別の取扱ひをするのであらうか。いふまでもなくこれは事故を以て習慣上信用に關せざる事柄としてゐるからであつて、東京手形交換所では不渡手形の事由のうち盜難、詐僞、紛失、筆蹟、印鑑の相違等を除く外は、みな支拂義務者の信用に關するものと認めてゐるから、少くともこゝに掲げたいくつかの事由は、同じ不渡事由であつても信用には關せざるものとして、それ等の不渡に對しては別個の取扱ひをすることになるのである。

事故手形は不渡手形の一種ではあるが、しかし普通の不渡手形とは同じに見ることの出來ないものである。それには次の如き理由がある。

一、手形自體の瑕疵

二、不渡を回避することの困難

手形自體の瑕疵

一般の不渡手形の多くは預金關係に原因するものであるから、支拂義務者が資金を調達して銀

行に入金手續をするならば、不渡を出さずに濟ますことが出來る。然るに事故手形は多くの場合手形自體の瑕疵によるものであり、その或るもの〻如きは振出されたときからすでに事故手形たるべき性質を持つてゐるので、この種の手形は原則として呈示を受けても支拂はれない。支拂ふべきものを支拂はなければその手形は一般の不渡手形になるが、事故手形は支拂ふべからざるものを支拂はないまでゞある。當然支拂はなければならない手形と、支拂ふことの出來ない手形とは、手形自體に本質的な相違がある。

不渡を回避することの困難

前にも云つたやうに一般の不渡手形ならば、手形自體には何等の瑕疵なく、支拂義務者にも支拂ふ意思はあるが、資金の點に差支を生じて支拂はれないのであるから、支拂義務者の信用狀態に注意さへしてゐれば、銀行としては或る程度までその不渡を防ぐことが出來る。けれども事故手形自體に瑕疵があり、そして形式不完全なるもの〻外は手形自體からその瑕疵を發見することが容易でないために、所持人は勿論銀行にしてもそれが事故手形であることを知らずに受取り、後に事故手形と判つて狼狽する。

のみならずこの場合に於ては、支拂義務者の信用程度如何は少しも考慮の價値がなく、いかに信用を得てゐる人でも、自己の振出した手形小切手が紛失、遺失、盜難、詐取などの事故にかゝれば、その手形は當然事故手形として取扱はれ、銀行は本人の申出によつてこれが支拂を拒絶しなければならぬ。呈示するものから見ても、また支拂を擔當するものから見ても、かくの如きは全く豫想し難き意外な出來事であつて、殆ど不渡を回避する途がない。

事故に原因する不渡が信用に關せざる事由によるものとして、一般の不渡と區別されるのは實にかくの如き事情に基いてゐる。かゝる事故に原因した不渡に對しては支拂義務者にも責任がなければ、支拂當檔者たる銀行にもまた責任がない。

事故手形の僞瞞性

事故手形は、その性質上當然支拂を拒絶して差支ない手形である。だからこれは往々にして惡意の不渡者に利用される恐れがある。自己の當座勘定殘高が減少し、而かも振出してある手形の支拂期日が切迫したといふやうな場合に、資金の調達が出來なければその振出手形は不渡になるから、銀行に事故發生の申出をして手形が不渡になつても、制裁を受けないやうな手段を講ずる

ことがあるかも知れぬ。これは明らかに虚偽の事故手形である。

支拂銀行としては、支拂人からかくの如く信用に關せざる事由に基き返還の請求を受けたときは、果して相違なく盜難にかゝつたものか、紛失したものかの事實を確めなければならぬ責任があるけれども、多くの場合その事實については調査することなく直ちに手形を返還する。これでは惡意の取引先に對して徒らに乘ずる機會を與へるやうなものである。

惡意と重大なる過失

いはゆる事故のうちには、善意の事故であつて而かも避けることの出來ないものと考へられる場合も少くない。例へば——

一、盜難

二、紛失

三、詐取

などの事故は、相當に注意を加へても往々にして起り得ることであり、いはゞこの種の事故は一種の災難ともいふべきである。だが一方にはまた事故手形のうちに、惡意又は重大なる過失によつて事故の發生したものも決して絶無ではない。故に事故の發生した原因についていへば事故手形には左の如き三種があることになる。

一、善意且つ不可避的な原因による事故手形

二、惡意に原因する事故手形

三、重大なる過失による事故手形

何が惡意であり、何が重大なる過失であるかは、その時と場合とによつて解釋を異にするであらうが、少くとも次の如き場合の事故手形は、本人の惡意によるものと云はなければならぬ。

一、紛失せざるにも拘らず、支拂を拒む理由として故意に紛失の屆出をした場合

二、資金の融通を依頼せられて手形を振出したものが、後に至つて支拂をする資金に詰まり、若しくは何等かの紛爭を生じて殊更ら支拂を拒絶せんがために、件の手形は所持人に詐取せられたものであるとして虚偽の屆出をした場合

これ等の事故は何れも振出人の惡意によつて、故意に構成された虚偽の申出にもとづくものである。また重大な過失としては次の如き事實を擧げることが出來る。

一、本人の不注意によつて紛失した場合

二、輕卒に相手方を信用してこれを詐取せられた場合

紛失といひ、或ひは詐取といへば、いかにも不可避的な災難のやうに聞え、支拂の義務を免れるに都合のいゝ口實になる。それだけにかゝる事故には僞瞞が伴ひ易く、たゞ本人からの申出だけではその事實を認めることが出來ないのであつて、どの程度までそれを信じていゝか、またどの程度までが不可避的なものであるかの認定は難しい。

事故手形の區別

一口に事故手形といつても、これには手形發生の當初からすでに、事故手形になつてゐるのもあれば、振出人に於て所持されてゐる間に事故手形となつたものもあり、また第三者の手に渡つてから事故手形になつたものもある。事故發生の時期から見たならば、事故手形はこの三つに區別することが出來る。

手形發生の當初からすぐに事故手形となつてゐるものは、手形自體に附着せる瑕疵をその要件とするから、かくの如き手形については何等の僞瞞性はあり得ない。事故手形の僞瞞性は主として振出人に於て所持されてゐる間に事故を生ずるか、若しくは第三者の手に渡つて事故を生ずるか、この二つのうちの何れかに限られる。

第二節　手形事故屆

本人よりの事故屆

銀行の當座取引者が、自己の振出した手形又は小切手について事故の發生した場合は、その取引銀行に對して早速支拂停止の請求をしなければならぬ。その手形が詐取されたり、盜難にかゝつたりして、自己に何等の利害關係なきものゝ手に渡つた場合は、なほ更ら急いで必要な手續をする必要がある。

そこで銀行は本人から一定の書式に從つた手形事故屆なるものを差出させる。この手形事故屆の書式は次の如くである。

銀行がこの屆出を受理するに當つては、一應事故發生の事情を聽き取る習慣になつてゐるが、およそこれくらゐ當てにならないものはなく、たゞ屆出を受理するための形式として事情を聽く

手形事故届

一、手形種類
二、金額
三、番號
四、振出日
五、渡し先

右手形(又ハ小切手)昭和　年　月　日紛失(又ハ他ノ理由ヲ記入ス)仕リ候ニ付支拂停止相成度此段及届出候也

昭和　年　月　日

何　某　印

何々銀行御中

にとゞまるから、その事故が本當に發生したものかどうかを適確に知ることは出來ないのであつて、實際には一方的に無條件で届出を受理してゐる。

事故手形についてその事由を取引先の申出のまゝ受入れるといふことは、支拂の擔當者として取引先の立場のみから見るときは諒とすることが出來ないでもないが、併し銀行の公共性なり手形流通の安全なりの社會的見地からすれば、事故の申出に對しては十分に調査をなす責任がある。

適確の調査をすることが不可能であるといへば夫れまでゞあるが、その調査を等閑に附する結果、惡意の不渡者にこれを利用して不渡制裁を免れる機會を與へる危險のあることを想へば、銀行としては出來るだけその調査を遂げて、かくの如き惡意の不渡者に乘ぜられないやう心掛くべきではないか。これ等の事由の詳細について所持人から究明を求められたとき、銀行として適當なる注意を拂つたことが明かになる程度の返答が出來ないやうなら、その支拂義務者は信用を毀損するものとして不渡處分を受けなければならぬ。何んとなれば、かくの如き支拂義務者は何人にも諒解の出來る根據を示さずして濫りに所持人の請求を拒み、これによつて信用取引の圓滑を害するものと認められるからである。

銀行から交換所への手形事故届

銀行がその取引先からの手形事故届を受理したならば、同時に銀行から交換所へ本人の申出によつて、該手形に關する限りその支拂を停止する旨の届出をしなければならぬ。この場合に於ける届出の書式は次の如くである。

手形事故届

一、手形の種類
二、金　額
三、番　號
四、振出日
五、渡し先

右手形(又は小切手)振出人ヨリ紛失ノ旨届出有之爾今支拂ヲ差止メ候ニ付此段届出候也

昭和　年　月　日

何々銀行

何々手形交換所御中

交換所がこの届出を受理したときは、更らに組合銀行に對してその旨を通知し、かくの如き事故手形を預金として入金したり、割引手形として買取つたりしないやうに豫め注意を拂はしめることになる。

事故手形は交換所に届出をしなくとも、その取引銀行としては本人からの届出さへあれば、當然その支拂を拒絶することが出來るけれども、かくして發生した不渡を如何に取扱ふかは、

交換所規約に於て豫め定めたところに從ふのであるから、不渡の原因が手形の事故によるの理由を以て一般の不渡とは別箇の取扱ひを受くるためには、本人から事故の申出があつたとき、その銀行は直ちに交換所に對して手形事故届を差出して置かなければならぬ。故に銀行から交換所へ手形事故届を差出すことは、組合銀行に對する義務であると同時にまたその取引先に對する責任でもある。

第三節　事故手形に對する銀行の責任

支拂委託の取消

銀行が手形事故届を一旦受理した後は、契約にもとづく支拂委託はこれによつて取消され、銀行もまたこれを承認したことになるのである。從つて支拂擔當者としての責任は解消する代りに支拂拒絶の責任が發生する。萬一、事故手形の呈示を受けてこれが支拂に應じたならば、銀行は當然その責任を負ふことになり、これによつて取引先の蒙つた損害を賠償せしめられる。

支拂拒絶の期間

事故手形に對する支拂拒絶の責任は永久的である。その手形が何等かの機會に於て發見されるまでは、銀行はこれに對していつまでも支拂拒絶の責任を負ひ、常に最善の注意を拂つて支拂をしないやうに努めることを餘儀なくされる。

而かもこれを實際の事實に徴せば、事故手形が發見又は呈示によつて解決される場合は甚だ少い。その大部分はつひに發見されず、或はいつ呈示されるか知れないといふ未解決の狀態にある。紛失、遺失、盜難などの事故を除けば、大抵の手形は期日に至つて呈示されるから、その時に注意を拂へばこれを發見することが出來るけれども、紛失、遺失などの場合はその手形が果して何人の手に這入つたかゞ不明であつて、或は全く紙屑となつて遺棄されてしまふかも知れないが、何人かに拾はれて利用されることもあり得るから、銀行はこれに對して絶えず注意を缺くことが出來ない。

盜難手形は迂つかりこれを使へば直ちにその犯行が曝露するから、多くの場合破棄してしまつて滅多に使はれないが、それでも別人に交付して利用する場合もあり得ることを想ふならば、盜難手形だからと云つて氣を許すことは危險である。

支拂をなした場合の損害賠償

銀行が一旦事故屆を受理し、且つこれを承認した以上は、その手形に對する支拂委託が取消されると同時に、支拂拒絶の責任を負ふことになるから、萬一、銀行が誤つて交換に呈示された事故手形の支拂に應じたならば、支拂拒絶の請求者のためにこれによつて生じた損害を賠償しなければならぬ。

もしもその事故が善意のものであるなら、取引先の勘定によつて支拂つたゝめに生じた損害は銀行として無條件でこれが賠償をなすべきであるが、惡意又は過失による事故の場合に於ても、なほ銀行はこれと同一の責任を負はなければならないであらうか。この點に關しては大なる疑問がある。

實際問題としては、輕微なる過失による紛失、盜難等の場合には、銀行は無條件で支拂停止を引受け、これについての責任を負ふ習慣になつてゐる。事故の屆出に多少の疑ひがあつても、す

でにこれを受理した以上は銀行としてこの責任を回避することは出來ない。だから輕微の過失によるものは、取引先に對する義理のために已むを得ず支拂拒絶についての責任を負ひ、取引先もこれを當然のことのやうに考へてゐる。

然るに惡意又は重大な過失にもとづくものは、その性質の上から見て、事故の發生が果して惡意によるものかどうか、重大な過失によるものかどうかゞ問題になる。そして明白に惡意又は重大な過失にもとづくものであることが判つてをれば、これに對してもなほ銀行がその責任を負ふ必要はない。けれども本人は飽くまで善意且つ不可避的な事故であることを主張するのに、銀行だけが惡意によるものとしてこれを立證することは困難であり、たとへ立證することの出來る立場にあつても、矢張り取引先に對する義理合から差控へて、結局は銀行がその責任を負はせられる實情にある。考へて見ればこれくらゐ不合理な話はない。

事故屆によつて生ずる責任の限定

取引先から事故屆を差出せば、いかなる事情がこれに伴ふにしても、銀行としてはその受理を拒むことの出來ない現狀では、一定の條件を附して事故屆を受理するか、然らざればその結果生ずる銀行の責任を或る範圍に限定して、銀行の負ふ責任を少しでも輕減しなければならぬ。これが爲めには次の如き二つの方法がある

(一)事故の發生は取引者又は第三者の過失にもとづくものであるから、その責任を無條件で銀行が引受けるのは妥當でない。そこで銀行としては事故屆の手形小切手については出來るだけ注意を拂ひ、支拂をしないやうに努めはするが、何分にも多數の手形小切手を取扱ふためにその一枚々々に細い注意を拂ふのは不可能なことで、時には屆出の事故手形に對して支拂をする場合があるかも知れぬ。けれども元來その事故發生の過失は取引先又は第三者にあるから、支拂によつて生じた損害を自ら負擔するやうに取引先の諒解を求むるを可とする。かくして銀行の責任は、事故手形の交換呈示に對し支拂をしないため、最善の注意を拂ふといふ程度にとゞめ、支拂つた場合の損害は銀行で負擔しないことにすれば、今日の無條件引受にくらべて、銀行の責任は著しく輕減されるであらう。

(二)第二の方法は銀行が支拂停止に對して絶對に責任を負ふ場合であつて、これには一定の期間を設けて、その期間內は最大特別の注意を拂ふが、期間經過後に於ては銀行は全く責任を負は

ないことにする。實際には一定の期間を過ぎてから事故手形が停止されるやうなことはないが、それでも無條件にその責任を引受けてゐれば、銀行の責任は永久に解除されず、いつまでも事故手形の上に注意を拂ふことを餘儀なくされるであらう。然るに事故屆を受理するに當り、取引先の諒解を得て銀行が責任を負ふ期間を豫め定めて置いたならば、その期間を過ぎた分は事故屆によつて一旦承認したものでもブラック・リストの中から抹消せられ、最も呈示され易い危險のあるものだけに注意を拂へば足り、銀行はこれがためにその注意力を必要な部分にのみ集中することが出來る。

第四節　事故手形の處理

事故手形と銀行との關係

銀行は如何にして事故手形と關係を持つかといふに、その關係する部分としては次に掲ぐる各課である。

一、預金課

二、貸付課

三、交換係

(一)このうちでも特に密接な關係をもつものは預金課である。預金課は事故手形に對して二重の關係をもつてゐる。(イ)事故手形を出したのは支拂銀行からいへば、これは自行を支拂場所又は支拂擔當者として振出されたものであり、その振出人又は支拂人からの申出によつて、銀行の支拂委託が取消された代りに、これに對して支拂拒絶の責任を負擔しなければならない立場にある。いふまでもなくこれは事故手形と銀行との關係の最も密接なる部分である。

(ロ)また事故手形はこれを預金として入金することがあるが、事故手形と知らずして迂つかり受入れたなら、交換に呈示してもその支拂は拒絶され、これを完全に支拂資金とすることが出來ない。だから受入れの立場にある銀行の預金課も、事故手形に對しては決して無關心ではあり得ない。

(二)次に貸付課との關係であるが、銀行は手形割引の方法によつて商業手形の所持人となるから、貸付課では買取つた割引手形のうちに事故手形の發生することがあるかも知れぬ。事故手形

を預金として入金することが絶無であるとは云へないと同じに、割引手形から事故手形の發生することも往々にしてあり得る。勿論、これを普通に考へたならば、銀行が割引手形として依頼人から買取る手形に、かゝる事故の發生する迂濶千萬なことはない筈で、眞に紛失、盜難、又は詐取にかゝる手形を銀行で割引するとせば、これによつてその犯行の經過が判かり、これを惡用した者も自ら發見されることになるから、かゝる事故手形が割引されるやうなことは洵に稀有でもある。のみならず銀行が手形を買取るべき取引先の身元はよく判つてゐて、多少にても疑ひのあるものとは取引をしないから、この點でも事故手形を防ぐことが出來る。然るに實際に於ては割引手形のうちに事故手形が混り、これを交換に持出しても、紛失、詐取等の理由で返却されることがあるのは、振出人がその相手方に一旦手形を交付した後に爭ひが起り、振出人が支拂を拒まんがために、惡意を以て殊更らかくの如き不渡事由を利用するものに外ならない。

(三)併し、事故手形はひとり預金課および貸付課だけの問題ではなく、出納課においても手形交換事務の一部として、事故手形の處理には重大な關心が拂はれなければならない。

(イ)自行が預金關係や貸付關係で受入れた手形小切手のうちで、當所他店渡のものは交換へ持出してこれを資金化する必要があるから、その交換呈示をなすに當つて、なほ一應これ等の交換持出手形を點檢し、その中に事故手形があるかないかを調べて見ることは、手形係としての責任である。(ロ)また交換から持歸つた自行渡手形についても、事故手形に該當するものかどうかを確かめ、萬一、支拂を拒絶すべき事故手形を發見したならば、直ちに持出銀行へ返還の手續を執る。

かくの如く事故手形の銀行との接觸點は、預金課、貸付課および出納課などにこれを求めることが出來るが、これ等の各課に於て如何に事故手形を處理すべきかの手續は、自らその立場とその場合に應じて異ならざるを得ない。

事故手形に關する注意

取引先から事故屆を受理するのは預金課であり、またその屆出によつて事故手形に對し支拂拒絶の責任を負ふのも預金課である。故に事故屆を受理した預金課は、一定の用紙又はメモにその手形の要項を記載し、これを預金元帳の同人口座に貼付して注意に便ならしめ、屆は別に一括整理する。かくして預金課は店頭に於て呈示され、若しくは交換に依つて呈示を受けた自店渡手形

小切手のうちにつき、事故手形に該當するものかどうかを確かめ、これが支拂をなさざるやう努めなければならぬ。

なほ預金課にあつては、預金として入金した自店渡又は他店渡の手形小切手についても、事故手形に十分な注意を拂ふべきであるが、店頭支拂又は入金手續をとつた自店渡手形小切手に對して注意するだけでも容易なことでない。他店渡のものにまで注意を加へる餘裕はないかも知れぬ。勿論、一應の注意はするが、自店渡手形小切手に於けると同樣な注意を預金課に望むことは不可能である。貸付課に於ても割引によつて買取つた他店渡手形のうちに、果して事故手形があるかどうかを確かめることは至難である。前にも述べたやうに、本來ならば割引手形の中に事故手形が發生する道理はないから、預金課にくらべてこの課では事故手形に對する注意を缺き易いところへ、偶ま事故手形が發生すれば突發的であつて、突差の間に紛失、詐取などの理由でその手形が返還される。これでは事故手形を防ぐに方法がない。

出納課内の手形係は、取引關係で手形小切手を取扱ふのでなく、他の各課が取引關係で受入れたものをこの課を通じて交換に持出すのであるから、持出手形については相當に注意を加へることが出來るし、また注意を加へることがこの係の職責の一つでもある。卽ち手形自體の瑕疵について注意するばかりでなく、他店から交換所へ屆出た手形の事故は悉くこれを手控へて置き、この係へ廻つて來た他店渡手形のうちに事故手形のあるかないかを確かめ、支拂を拒絶される前に豫めその對策を講じなければならぬ。

また交換から歸持つた自店渡の手形小切手も、この手形係が一つの關門となつて、事故手形を見付け次第これを返還する手續をとるのであるから、事故手形に對する支拂拒絶の責任を果すのは預金課よりも出納課の手形係である場合の方が多い。その爲めに手形課には完全な事故手形記入帳が出來てゐる（第四章第二節參照）。

時間的に見た注意力の大小

銀行が事故屆を處理し若しくは交換所へこれを屆出てから後は、その手形の發見されるまでは不斷に最善の注意を拂ふ必要があり、しかも一旦紛失した手形は永久的にそのまゝとなるものが多いから、實際に於てこれ等の手形に對しては際限なく支拂拒絶の責任を持たなければならぬ。

事故手形は異例的存在であるとはいへ、一つの店舖において未解決の手形事故屆は相當の數に

上つてゐる。かくの如き多數の事故手形に對して常に細心の注意を拂ひ、その支拂を防止するのは容易なことでない。それも取扱ふ時間に十分な餘裕があれば格別、交換方が交換所から持歸つた手形につき、極めて短時間に事故手形の有無を調べる場合などは、往々にして事故手形が混つてゐてもそれを發見せずに終ることがある。

尤も、屆出の後一ケ月か一ケ月半ぐらゐしか經過せぬものならば、交換から廻つて來てもそれに直ぐ氣付くであらう。然るに相當長い期間を經過するときは取扱者の記憶からも薄らいでしまふし、振出日、支拂期日などの日附を中心として注意しつゝある關係で、年月を見誤つたりするやうな場合も絶對にないとは云へぬ。昭和九年三月一日振出の手形が事故にかゝつたが、それを手形係では昭和八年と見誤つて呈示のために交換に持出し、支拂銀行から支拂を拒絶されたといふ實例もある。

從つて屆出が古き故を以て注意の必要なしとすることは出來ないが、これを實際の事實に徵せば、或る期間を經過してから屆出の事故手形が交換に呈示されることは滅多にないやうである。して見れば銀行が事故手形に對して絶對に責任を負ふ期間は或る一定の期間內だけに限定してもいゝ譯で、例へば屆出た日から一ケ月乃至二ケ月の間は最大特別の注意を拂ふが、その期間を過ぎたものは厚意的に十分注意をするといふ程度にとゞめて差支ない。

一旦受理した事故屆は永久にその效力を有し、いつまでもこれを保管しなければならぬとしたら、屆は累積するばかりで文書整理の上からも問題になる。一定の期間を經過した屆はこれを整理し、その手形をブラック・リストのうちから抹消すべきである。

第五節　事故の發生せる交換手形

屆出を要せざる事故

東京手形交換所では、その規則に規定してゐるやうに手形の不渡は交換所へ屆出を要するが、しかし信用に關せざるものはこれから除いて、たとへ手形が不渡になつても屆出をしない。然らば如何なる手形の不渡が信用に關せざるものかといふに、事故手形のうちで盜難、詐僞、紛失、筆蹟および印鑑相違などの場合が卽ちそれに該當する。

從つてかくの如き規定の下にあつては、往々にして責任回避のために事故手形が發生し易い。

成る程、事故手形ならば振出人の信用には關係がないもの、やうに思はれ、これを一般の不渡と同じに取扱つて取引停止處分を加へることは苛酷であるが、併し、交換所規則でこれが除外例を認むる結果は、自己の責任を回避せんがために殊更ら事故を利用するものが現はれるのを如何ともすることが出來ないであらう。

事故のうちには善意且つ不可避的と考へることの出來る場合がその大部分を占めてゐる。これ等の事故のために不渡になつたものは、全く本人の信用には關係しないのであるから、これに對して取引停止處分を加へることは不當であり、從つて不渡屆の必要もない。

だが、これに對して事故手形のうちに惡意又は重大なる過失によつて事故の發生することも屢々ある。かくの如きは自己の責任回避の手段として事故に名を借りるものであつて、同じ事故にても故意にその支拂を拒絶せんとする點から見れば、決して信用に關係がないとは云へぬ。しかもなほ且つ事故たるの故を以て屆出を要せず、取引停止處分を加ふる必要なしとするのは、事實に於て惡意の不渡者を寬容し、若しくは庇護するに等しくはないか。

不渡屆に對して東京手形交換所の如く銀行の德義心に委ねてゐる制度の下に於ては、何が信用に關せざるかの解釋が甚だ重要である。

取引停止處分規定の效力

取引停止處分といふことは、場合によつては惡意の不渡者に對する威嚇となり、この規定あるがために處分を恐れて潛々ながらでも成規の時刻までに入金することを餘儀されるのである。然るに或る場合に於ては不渡となつても處分が加へられないとするなら、彼等は處分を免れるために、殊更らかくの如き場合に該當するものとして虛僞の申出をするであらう。

銀行が買取所持せる手形のうちに、事故の發生した場合について考へるならば、取引停止處分の規定を適用することが出來てこそ、その支拂人に對して威嚇請求する途もあるが、信用に關せずと認められる事故たるの故を以て、たとへ不渡をなしてもこれに處分を加へることが出來なければ、支拂人はその事由を楯に取つて頑强に支拂を拒むかも知れない。

かくの如き場合に於て割引依賴人に買戻能力があれば、銀行は依賴人に交涉してその手形の買戻しに同意させることも出來ないではないが、若し依賴人にこれを買戻す力がないときは回收が出來ず、從つて銀行としてはその處理に苦しまざるを得ぬ。

もちろん、紛失その他の理由は、法律の上から見てこれを絶對的抗辯とすることは出來ない。何んとなれば、銀行が善意の取得者である限りは、たとへその所持手形が紛失その他の理由を以て不渡となつても、これがために無效となるやうなことはないからである。從つて支拂人が事由を構へて飽くまでその支拂を拒むならば、最後の手段として訴訟を以てこれを追求する方法もある。けれども訴訟によつて解決を企つるは萬已むを得ざる場合に執る策であり、且つ急速に解決を告げることも出來ぬ。

そこで事故手形を巡つて起る紛爭は解決が極めて困難となり、銀行はこれがためにその處理に苦しむのである。

これ等の種々の問題は、手形交換事務に關聯して屢々銀行の遭遇するところであるに拘らず、その對策について何等新たなる考慮が加へられてゐるといふことを聞かぬ。これは銀行の自衞上大に檢討せられてい、問題である。

信用に關せざる場合の現金提供

交換所によつては、原則として不渡手形はすべて屆出を要し、たゞ東京に於て信用に關せずと認めたる詐僞、紛失などの事故手形は、支拂人から相當現金を銀行に提供した場合に限つて、取引停止の處分を猶豫されることになつてゐる。例へば大阪、京都、神戸等の如きである。

これはかくの如き場合に於ては屆出を要しないとする東京の規定にくらべて、頗る愼重を極めた規定といふべきである。不渡にして寬大傾向の東京からこれを評するなら、善意の不渡者に對し徒らに手數を掛けるものとして批難を浴せるかも知れないが、事故に名を借りて處分を免れやうとする弊を防ぐためには、かくの如き規定を設ける必要が起つて來る。

不渡の原因が全く資金不足などの信用に關せざる事由による場合は、不渡者に於て資金に窮してはゐないから、取引銀行を介して交換所に成規の現金を提供することは苦痛でなく、從つて現金の提供が出來るものならば、その不渡は全く信用に關せざる事由にもとづくものとして、これに對する處分を猶豫して差支ないであらう。

故にその不渡が果して屆出の如き事故にもとづくものか、どうかを明白ならしむるためにも、この現金提供の制度は大に效果がある。資金に窮するか、責任を殊更ら回避せんとするものゝ如きは自己の振出した手形に對して支拂の意思がないのであるから、たとへ事故を利用するにして

も、これに現金の提供を求めることは不可能である。

事故に對する現金提供の制度は惡意の不渡者によつて事故を利用される弊を防ぎ、實際に善意且つ不可避的なる事故のために不渡をしたものを救ふために設けられた制度であると見ていゝであらう。本來ならば事故による不渡は信用には全く關係のないものであつて、これを責任回避のために利用せんとする惡意の不渡者さへなければ、かくの如き場合における不渡は東京の如く屆出を要せず、從つて處分を加へないことにして置いて差支ない筈である。けれども世間往々にして惡意の不渡者があり、明らかに信用に關する不渡をしながら、事故を利用してその責任を回避せんとする弊を生ずるが故に、これを防ぐためにはすべての不渡は一應屆出を要するものとし、その中で相當現金の提供をなし得るものゝみに對し處分を猶豫するといふ制度が必要になつて來る。

異例的存在としての取扱

少くとも交換に廻はる手形については、所謂事故の如きはこれを異例的存在として取扱はなければならぬ。手形の事故とは、あり得べからざる事情が發生したゝめに、その手形の支拂が出來なくなつた場合を指していふのである。

然るに今日の手形の事故は甚だ頻繁であつて、銀行は大量の事故屆を持て餘し、事故手形の處理に苦しむ實情にある。かくの如きは事故にあらざるものまでが事故とされ、事故そのものが少しも異例的存在としての取扱ひを受けてゐない證據である。

手形小切手の流通の圓滑をはかる上からいふも、事故の名に隱れて不渡をしても何等制裁が加へられないといふことは、決して輕々に看過出來ない問題である。制裁を免れることの出來る事故の範圍を限定し、惡意又は重大な過失による事故に對しては制裁を加へ、且つこれによつて支拂拒絶についての銀行の責任を輕減する必要がありはしないであらうか。

事故を以て信用に關せざるものと解釋する以上は、事故の範圍は現在よりも遙かに縮少されなければならぬ。信用に關すると見るべきものまでが事故の取扱ひを受けては、事故そのもの意味をなさない。

第八章　手形交換係

第一節　手形交換係の職分

手形交換事務

手形交換係は出納課に屬し、各々本店各課、市内支店及び代理交換店から回付された他店渡の手形を整理して手形交換に持出し、これと引替へに自店渡の手形を受入れ、これを整理して關係各課、市内支店および代理交換店に回付することを以てその任務とする。

大店部にあつては交換係の外に手形係を設け、專ら持出および持歸手形の點檢整理に當らしめてゐるが、交換手形が日々多量に上るところでは手形係を必要とする。併し、手形係の事務を交換係をして兼ねしめても差支はない。これは一にその店の規模によることである。

小店部の如きに於ては、更らに手形交換係が代金取立係をも兼務してゐる場合もある。即ちこの場合の手形交換係は、日々手形の市内取立をなしたる後、自己の領收せる他店手形と共に、窓口に於て收納したる他店手形を交換に持出すのである。

交換係は銀行の代理人として交換に關する一切の責任を負ひ、交換所にあつてはすべて監事の

指揮に從はなければならぬ。

交換係は持出手形の有無に拘らず日々交換室に出席する責任がある。交換係が手形交換に缺席するのはその銀行に重大事の起つた場合であるが、かくの如き場合に於ては、その銀行の持出手形は交換に附せられないで、支拂ふべき手形に關しては現金取付が行はれる。

手形交換事務の分擔

交換室に出席して手形交換に參加すべき手形交換係は二名以上であつて、二名のうち一名は手形を持出し、他の一名は手形を受入れることをその任務とする。前者を持出交換方といひ、後者を受入交換方又は受交換方といつてゐる。

交換手形の多い銀行は日々七八名の交換方を派出するが、これ等はいづれも受交換方の補助である。地方の交換所では交換手形の數量が少いから、一名の交換方で持出と受入を兼務させることが出來る。

第二節　手形交換係の採用

その選任と屆出

銀行の手形交換方はその氏名印鑑を交換所に屆出なければならぬ。變更した場合も同樣である。次に示すのは交換方屆の書式である。

交換方屆

住所

何　某

生年月日

右自今弊行交換方トシテ手形交換ニ出席爲致候間本人印鑑相添
（御屆候也

昭和　年　月　日

何々銀行

何々手形交換所御中

前任者に異動があればその事由および氏名を附記する必要がある。交換方變更の場合は別に左の如き交換方變更屆を差出すのである。交換方屆に添付せらるべき交換方印鑑とは次頁所載の如きものである。

東京では、交換方屆をなすに當つて、交換方の氏名印鑑の外にこれと併せてその交換方の筆

交換方變更届

舊交換方　何　某
新交換方　何　某

右自今弊行交換方トシテ出席為致候間印鑑相添へ及御届候也

昭和　年　月　日

何々銀行

何々手形交換所御中

銀行名	交換方氏名	印鑑

績をも差出すことがある。

手形交換係の資格

銀行の手形交換係は極めて短時間に非常に多數の手形の點檢および計算に當り、交換決算の大任を果さなければならない。從つてこれには格別の熟練を要し、加ふるに手形法小切手法の知識も缺くことが出來ないのであるから、銀行によつては交換方のみを十年間も勤務させてゐるところもある。

しかしそれほどでなくともこの交換方の選任には、銀行として相當の注意を拂ふ必要がある。大阪では交換方の條件として——

一、成るべく丁年以上のもの

二、交換所監事が交換事務に差支なしと認めたるもの

といふ二つの條件を强調し、これを規則にまで規定してゐるが、これは交換方を飽くまで重要視し、組合銀行をしてその選任を誤まらざらしめんとするものに外ならない。交換方屆にその交換方の筆蹟を添付せしむる慣習の如きも、矢張り人物考査の資料を得る一つの方法といふことが出來るであらう。

交換方として必要なる資格としては、次にかゝぐる諸事項につき一應の知識を具備することが要求されるであらう。

一、交換所の機能